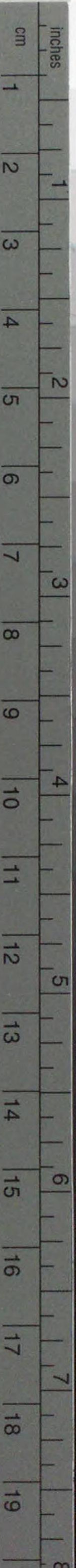


# Kodak Gray Scale



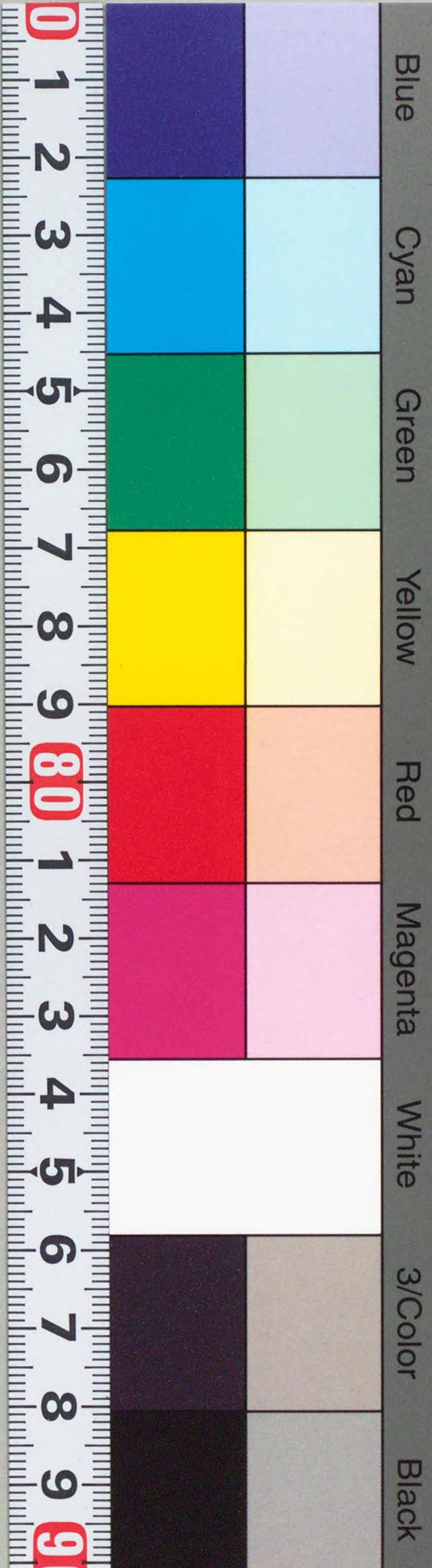
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



CA8  
471  
2  
01061907



船舶檢査關係法規改正準備調書 其ノ十八

# 濠洲聯邦航海法(抄譯)

(千九百十二年—千九百二十年)

遞信省管船局

外  
16



CAP  
471  
2



1061907

石井幸子氏寄贈図書

本書ヲ印刷ニ附シタルハ閱覽及執務ノ便宜上筆寫ニ代ヘ  
タルニ止マリ之ヲ公刊スルノ趣旨ニアラス  
昭和二年十月

遞信省管船局



鄂麻二平十日  
又八二五  
本書

濠洲聯邦航海法(目錄中○印ノミヲ抄録ス)

目錄

條  
文

第一章 序則……………一——九……………頁

○第二章 船長及海員……………一〇——一七六……………一

第一節 總則……………一〇——一二……………

○第二節 監督官……………一三……………

○第三節 高等海員……………一四——二七……………

○第四節 海員ノ供給……………二八——三三……………

第五節 見習……………三四——三八……………

第六節 海員ノ等級……………三九——四二……………

第七節 乘組員……………四三——四五……………

第八節 契約……………四六——六〇……………



第九節	海員ノ雇止	六一——六八
第十節	海員ノ給料	六九——九四
第十一節	海員ノ爲替	九五——九八
第十二節	紀律	九九——一五
第十三節	食物	一六——三三ノ二
第十四節	保健	一三三——一三四
第十五節	常用室	一三五——一三八
第十六節	海員ノ保護	一三九——一四八
第十七節	死亡海員ノ財産	一四九——一六〇
第十八節	海員ノ家族ノ救濟	一六一——一六二
第十九節	海難ニ罹レル海員	一六三
第二十節	船長	一六四——一六九
第二十一節	航海日誌	一七〇——一七五
第二十二節	訊問	一七六

### 第三章 外國海員

一七七——一八六

### 第四章 船舶及船船ノ運行

一八七——二九ノ二

○ 第一節	總則	一八七——一九二
○ 第二節	汽船	一九三——二〇六ノ二
○ 第三節	耐航力ナキ船舶	二〇七——二一四
○ 第四節	救命及防火設備	二一五——二七ノ二
○ 第五節	甲板線及滿載吃水線	二一八——二二七
○ 第六節	遭難信號	二二八——二三〇
○ 第六節ノ二	船舶無線電信	二三一
○ 第七節	羅針儀ノ矯正	二三二——二三四
○ 第八節	衝突、端艇及消防操練	二三五
○ 第九節	錨、錨鎖及揚貨裝置	二三六——二四七
○ 第十節	危險貨物	二四八——二五七



- 第十一節 船燈、信號及航方規則……………二五八—二五九ノ二……………五三
- 第十二節 私人信號……………二六六—二六七……………五七
- 第十三節 海難及航行危險ノ報告……………二六八—二六九ノ二……………五七
- 第五章 旅 客……………二七〇—二八三……………六二
- 第六章 沿岸貿易……………二八四—二九三……………七五
- 第七章 海難物及救助……………二九四—三二九……………七五
- 第一節 解釋……………二九四—二九五……………七五
- 第二節 海難物……………二九六—三一四……………七五
- (イ) 遭難船舶……………二九六—三〇一……………七五
- (ロ) 海難物ノ分配……………三〇二—三〇七……………七九
- (ハ) 要求ナキ海難物……………三〇八—三一四……………八二
- (ニ) 海難物ニ關スル罪……………三一五—三七ノ二……………八三
- 第三節 救助……………三一五—三七ノ二……………八三

- 第四節 救助料決定手續……………三一八—三二七……………八五
- 第五節 救助料ニ關スル裁判管轄……………三二八……………九〇
- 第六節 海難物ノ撤去……………三二九……………九二
- 第八章 水先人及水路嚮導……………三三〇—三五五……………
- 第九章 海事審判所……………三五六—三七七……………
- 第十章 訴 訟……………三七八—四〇五……………
- (イ) 管 轄……………三七八—三八五……………
- (ロ) 罪……………三八六—三九九……………
- (ハ) 送 達……………四〇〇—四〇五……………
- 第十一章 雜 則……………四〇六—四二五……………



第十一章 兼 領

四〇六—四二五

(一) 兼 領

四〇〇—四〇九

(二) 兼 領

三八六—三九五

(三) 兼 領

三三八—三八五

第十章 補 給

三三八—四〇五

第九章 薪 給

三五六—三六五

第八章 水 火 人 員 水 海 運 賃

三三〇—三三五

第六節 薪 給 補 給

三二六—三三三

第五節 薪 給 補 給

三二八—三三五

第二章 船長及海員

第十三節 食 料

第一百六條

(一) 三人以上ノ船員カ食料若ハ飲料水ヲ不良ナリト認メタルトキハ其旨ヲ監督官 (superintendent) ニ申告スルコトヲ得監督官ハ其食料若ハ飲料水ヲ検査シ若ハ検査セシムヘシ

(二) 海事局長 (Deputy Director) カ検査ヲ行ヒタル監督官若ハ其他ノ官吏ノ報告ニ依リ食料若ハ飲料水ヲ不良ナリト認メタルトキハ船長ニ對シ出來得ル限り可良ナル食料及飲料水ヲ供シ不良ナルモノハ之ヲ使用シ若ハ船員ニ給スルコトヲ禁スル旨書面ヲ以テ要求スヘシ船長ハ其要求ニ應スルヲ要ス

罰金 二十磅

(三) 監督官又ハ検査ヲ行フ者ハ其結果ヲ公用航海日誌ニ記入スヘシ

(四) 海事局長申告ニ理由ナシト認メタルトキハ申告者ハ科料トシテ一週間分ノ給料ノ額ヲ超エサル範圍内ニ於テ其給料ヨリ差引カルヘシ

(五) 本條第二項ニ依リ海事局長ノ爲ス要求ハ其ノ承認シタルモノニシテ且當該船長ニ宛テタル電信ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第一百七條 濠洲在籍船舶或ハ本法ノ規定ニ從ヒテ乗組員ヲ雇入レ沿岸貿易ニ從事スル船舶ノ船長ハ各船



員(自己ノ食料ヲ自ラ賄ハサル)ニ對シ該船舶ニ適用スヘキ第三表ニ掲クル標準又ハ別ニ規定スル所ニ從ヒ食料ヲ給スヘシ

罰金 次條ニ依リ判定セラレタル賠償ノ外百磅

但船長カ其不履行ハ自己ノ過失若ハ不注意ニ因ルモノニ非サルコトヲ法廷ニ於テ證明スルトキハ刑ヲ受クルコトナシ

第一百十八條 (一) 濠洲在籍船舶又ハ沿岸貿易ニ從事スル船舶ニ關シ

(イ) 航海中成規ノ標準ニ依リ要求セラレタル食料ノ限量(allowance)カ減セラレタルトキ或ハ

(ロ) 或食料ノ惡質ナルコト又ハ航海中惡質ナリシコト判明シタルトキハ

船員ハ減少或ハ惡質ニ對スル賠償トシテ其ノ繼續セル期間ニ從ヒ給料ノ外ニ給料ト同一法ニ依リテ請求シ得ヘキ次ニ掲クル額ヲ請求スルコトヲ得

(1) 限量ノ減少カ成規ノ標準ニ依ル量ノ三分ノ一以下ナルトキハ一日一志ヲ超エサル額

(2) 限量ノ減少カ標準量ノ三分ノ一ヲ超ユルトキハ一日二志ヲ超エサル額

(3) 惡質ナル場合ニ於テハ一日二志ヲ超エサル額

(二) 但

(イ) 限量ノ減少セラレタル食料カ定メラレタル分量ヲ得ルコト能ハス又ハ給スルコト能ハサリシコト並ソレニ代ヘテ同等ノ代用品ヲ給シタルコト或ハ

(ロ) 標準ニ依リテ規定セルモノト正シク一致スル食料ハ給セサルモ大体同種ノ若ハ一層多量ノ健康ニ適スル滋養物ヲ含ム食料ヲ其ノ代リニ給セシコト

ヲ證明スルトキハ裁判所ハ其事情ヲ考慮シテ公平ノ要求スル所ニ從ヒ賠償ヲ斟酌シ又ハ免除スヘシ

第一百十九條 船員ニ給セラレタル物品ノ量ニ付テ爭アル場合ハ船長ハ其ノ分量ヲ公正ナル計器ヲ以テ證人立會ノ上計量セシムヘシ

罰金 十磅

第二十條 (一) 濠洲ノ港ヲ出帆シ濠洲又ハ新西蘭土以外ノ地ニ向フ船舶ノ船員ノ用ニ供セラルル食料及

飲料水ハ主務大臣ノ定ムル條件ノ下ニ一定ノ者之ヲ検査ス

但食料又ハ飲料水カ聯合王國ノ商務院ノ官吏ニ依リ既ニ検査ノ上認可セラレタル場合ハ申告アルカ又ハ大臣カ更ニ検査ヲ要スト認ムル場合ヲ除クノ外検査ヲ行フコトナシ

(二) 前項ニ依リ検査ヲ行ヒタル者カ食料又ハ飲料水ノ良質ナラサルコトヲ發見シタルトキハ當該船舶ハ満足スヘキ食料又ハ飲料水ヲ備フル迄抑留セラルヘシ



(三) 本條ニ定ムル検査ノ結果食料又ハ飲料水カ不良ナリシコトヲ發見セララルトキハ船長ハ法廷ニ於テ次ノコトヲ證明セサル限リ失行ノ罪アリトス

(イ) 検査官吏ノ發見カ不當ナリシコト或ハ

(ロ) 食料又ハ飲料水ノ欠陥ノ責任カ他ノ者ニ存スルコト

罰金 百磅

(四) 船舶所有者、代理人其ノ他食料若ハ飲料水ヲ給シ又ハ給セシムル者ハ其後本條ニ從ヒ食料ニ欠陥アルヲ發見セラレタルトキハ次ノ事項ヲ法廷ニ於テ證明セサル限リ失行ノ罪アリトス

(イ) 供給ノ當時食料若ハ飲料水ニ欠陥ナカリシコト或ハ

(ロ) 食料若ハ飲料水カ給セラレシトキ欠陥アルヲ知ラス且其ノ欠陥アルコトヲ信スヘキ正當ナル根據ナカリシコト又ハ欠陥ナキヲ確ムル爲メ相當ノ注意ヲ怠ラサリシコト

罰金 百磅

(五) 各船々長及検査セラルヘキ食料若ハ飲料水ニ關スル責任者ハ検査官吏カ本條ニ依リ検査ヲ行フ爲メ相當ノ便宜ヲ與フヘシ

罰金 二十五磅

第二百一十一條

(一) 濠洲ニ置籍シ又ハ沿岸貿易ニ從事シ濠洲ノ港ヲ出帆スル總噸數五百噸以上ノ英國船舶

ハ相當ノ技能ヲ以テ海上一箇月ノ勤務ニ堪フヘキコトヲ正當ニ認許セラレタル料理人ヲ乗組マシムヘシ

(二) 料理人ハ次ニ掲クル免狀ノ受有者ニ非サル限リ本條ノ意味ニ於テハ正當ニ認許セラレタリト認ムルヲ得ス

(イ) 規定ニ從ヒ發給セラレタル免狀又ハ

(ロ) 聯合王國商務院ノ發給シ若ハ認可シタル免狀又ハ

(ハ) 本條實施前少クトモ二箇年間料理人ノ職ニ從ヒ若ハ少クトモ六箇月間旅客船ノ一等或ハ二等料理人ノ職ニ從ヒタルコトヲ示スニ足ル雇止證明書

(三) 料理人ハ船内紀律上船舶料理人(Ship's cook)タル資格ヲ與ヘラルヘシ又總噸數一千噸未満ノ船舶ノ

場合又ハ全船員若ハ四分ノ三ノ船員カ自己ノ食料ヲ自ラ賄フ船舶ノ場合ハ船舶料理人或ハ料理人(cook)又ハ司厨(steward)タル資格ヲ與ヘラルヘシ

罰金 (船長又ハ船舶所有者ニ對シ)前各號ノ何レカノ違反ニ對シ五十磅

(四) 主務大臣ハ料理人ノ免狀ヲ不適任若ハ失行ヲ理由トシテ其ノ行使ヲ禁止若ハ停止スルコトアルヘシ

第二百二十二條 本節ノ規定ニ從ヒ検査又ハ監察ノ結果惡質ナルコトヲ發見セラレタル凡テノ食料ハ大臣ノ



定ムル所ニ依リ處分セラルヘシ

六

第二百二十二條ノ二 (一) 總噸數三千噸以上ノ濠洲置籍ノ外國行汽船ハ當該船舶ノ豫定ノ航海中主要ナル食

料積込港間ニ於テ第三表ニ掲クル標準又ハ他ノ規定ニ從ヒ船舶ノ消費スル新鮮ナル肉類ヲ良好ナル  
状態ニ貯藏シ得ル容積ト設計ノ機械的冷蔵室ヲ設備スルヲ要ス

(二) 本條ノ規定ニ反シテ出帆スル船舶ノ船長及船舶所有者ハ失行ノ罪アリトス

罰金 百磅

(三) 主務大臣ハ本節ノ施行前ニ建造セル船舶ニ關シ冷蔵室ノ設備ヲ爲スコトカ實際ノ事情ニ適セス又ハ  
不必要若ハ不合理ナリト認ムルトキハ其ノ署名アル文書ヲ以テ本條ノ設備ヲ免除スルコトアルヘシ

#### 第十四節 保 健

第二百二十三條 (一) 主務大臣ハ州ニ於テ法律上醫師タルノ資格アル者ヲ海員醫務検査員 (medical Inspector

of Seamen) ニ任命シ其ノ報酬ヲ定ムルコトヲ得

(二) 海員醫務検査員ハ船舶所有者、船長或ハ監督官ノ請求ニ依リ該船舶ニ雇入志願中若ハ既ニ雇入ラレ  
タル海員ヲ検査シ海上勤務ノ適否ヲ記載セル報告書ヲ監督官ニ提出シ其寫ヲ船長若ハ船舶所有者ニ  
交付スヘシ

(三) 検査ノ申請者ハ監督官ニ所定ノ料金ヲ納付スヘシ

第二百二十四條 (一) 主務大臣ハ船舶ノ種類及航路ニ應シ醫藥及醫療品ノ標準ヲ定メ其醫藥及醫療品ノ施用

方法ヲ指示スル書籍ヲ備ヘ又ハ認可スルコトヲ得

(二) 外國行船舶ノ船長又ハ所有者ハ船舶並航海ノ種別ニ應シテ定メラレタル標準ニ從ヒ一定品質ノ醫藥  
醫療品並手術機具及前掲書籍若ハ聯合王國商務院ノ發行ニ係ルモノト類似ノ書籍ヲ船舶ニ設備シ若  
ハ設備セシムヘシ

罰金 百磅

(三) 大臣ノ命令ニ依リ免除セラレタルモノヲ除キ各船舶ノ船長或ハ所有者ハ別ニ定ムル規定ニ從ヒ十分  
ナル分量ノ壞血病藥ヲ船中ニ備ヘ若ハ備ヘシメ且船長ハ規定ノ方法ニ依リ船員ニ壞血病藥ヲ給スヘ  
シ

罰金 百磅

(四) 船長カ船舶所有者ノ所爲又ハ過失ニ因リテ本條ニ依リ有罪トナリタルトキハ船舶所有者ヲシテ罰金  
及訴訟費用ヲ賠償セシムルコトヲ得

(五) 船舶所有者又ハ船長ハ其違反カ自己ノ過失ニ因ラサリシコトヲ證明スルトキハ本條ニ依リ罰セラル

七



ルコトナシ

(六) 船長、船舶所有者以外ノ者本條ニ關スル違反所爲ヲ幫助シタルトキハ船長又ハ船舶所有者ノ違反行爲ニ對スル刑ニ等シキ刑ヲ課ス

(七) 船員若ハ見習カ壞血病藥ヲ給セラレシトキ之ヲ服セサルトキハ其事實ヲ公用航海日誌ニ記載シ且船醫乘船スルトキハ船醫ハ之ニ署名スヘシ

第二百二十五條 (一) 何人モ不良又ハ脆弱ナル船舶用ノ醫藥、醫療品、手術用機具ノ製造、販賣、供給、貯藏ヲ爲シ若ハ販賣ノ爲メニ提供スヘカラス

罰金 二十磅

(二) 英國藥劑局(British Pharmacopoeia)ニ於テ定メタル標準ハ適用シ得ル限り船舶用ノ醫藥、醫療品又ハ壞血病藥ニ適用セラルヘシ但特ニ定ムル場合ハ此限ニ在ラス而シテ凡テノ醫藥、醫療品若ハ壞血病藥ニシテ上述ノ適用標準又ハ特ニ定ムル標準ニ一致セス若ハ等シカラサルトキハ不良脆弱ナルモノト推定ス

第二百二十六條 (一) 主務大臣ハ本法本章ニ依リ備付ヲ要求セラルル醫藥、醫療及外科用品並壞血病藥ヲ檢査スル爲メ正當ノ權能アル者ヲ任命スルコトヲ得

(二) 船長ハ當該官吏ノ要求アルトキハ其物品ノ量並質ノ欠缺ヲ補善スヘシ

罰金 二十磅

第二百二十七條 (一) 或船舶ニ屬スル船長、海員若ハ見習ニシテ

(イ) 船中ニ於ケル服務中傷痕ヲ受ケ若ハ一定ノ疾病ニ罹リタルトキ又ハ  
(ロ) 疾病(性病自己ノ故意、過失、不行狀ニ因ル病氣ニ非サルモノ)ニ罹リタルトキハ

必要ナル外科的並醫療上ノ施療看護、醫藥ノ費用及船長、海員、見習カ回瘡若ハ死亡スル迄又ハ王領内ヲ航行中ノトキハ契約ニ基キテ雇止メラルヘキ港迄若ハ當該官憲ノ認可ノ下ニ合意シタル港ニ送還セラルル迄ノ生活費並其港マテノ送還費用及死亡ノ場合ニハ葬式費用(之ヲ要スルトキハ)船舶所有者之ヲ支拂フヘシ但其爲メニ給料中ヨリ差引ヲ爲スコトヲ得ス

(二) 船長、海員又ハ見習ニシテ疾病ニ罹リ其感染ヲ防ク爲メ又ハ船舶ノ他ノ都合上一時下船セシメラレ後ニ其職ニ復スルトキハ移動並必要ナル施療看護醫藥ノ費用及其船舶ニ在ラサル間ノ生活費亦同シ  
(三) 在船中船長、海員並見習ニ與ヘラルル醫藥外科上又ハ醫療上ノ施療看護費用亦同シ  
(四) 其ノ他ノ總テノ場合ニ於テハ疾病ニ關シテ船舶所有者カ確實ニ支拂ヒタル相當ノ費用及服務中死亡シタル船長海員又ハ見習ノ葬式ニ關シテ船舶所有者カ確實ニ支拂ヒタル相當ノ費用ハ若シ明確ニ證



明スルトキハ船長海員又ハ見習ノ給料ヨリ差引クコトヲ得

第二百二十八條 (一) 若シ

(イ) 本法ニ依リ船長若ハ船舶所有者ノ支拂フヘキ海員又ハ見習ノ疾療傷痍ニ伴フ費用ヲ或官憲カ聯邦ニ代リテ支拂ヒタルトキ又ハ

(ロ) 海員或ハ見習ノ疾病傷痍ニ關スル其他ノ費用カ前號ト同様ノ方法ヲ以テ支拂ハレ且其給料カ本法ニ依リ當該官憲トノ間ニ決濟セラレサルトキハ

其費用ハ船長ヨリ當該官憲ニ對シ拂ヒ戻スヘシ

(二) 右費用カ前項ニ依リ拂戻サレタルトキハ其額ハ訴訟費用ト共ニ船舶ノ負擔トナリ

(イ) 差當リ船長又ハ船舶所有者ヨリ或ハ

(ロ) 船舶カ滅失シタルトキハ其滅失若ハ委付ノ直前ニ於テ船舶所有者タリシ者ヨリ若ハ

(ハ) 船舶カ英國臣民ニ非サル者ニ讓渡セラレシトキハ差當リ其所有者ヨリ又ハ讓渡ノ時ノ所有者タリ

シ者ノ何レカ一方ヨリ

(二) 王ニ對スル債務 (a debt to the Crown) トシテ法ノ通常ノ手續ニ依リ又ハ海員ニ支拂ハルヘキ給料ニ於ケル場合ト同一ノ裁判所及手續ニ依リテ回收セラルヘシ

(三) 右ノ回收手續ニ於テハ當該官憲ノ署名シタル事實ノ證明書及必要ノ場合ハ其他ノ證據物件ハ共ニ該費用カ其官憲ニ依リテ正確ニ支拂ハレタルコトヲ充分ニ證明スルモノト看做ス

第二百二十九條

(一) 船長ハ豫メ海上勤務ノ不適任、無能、逃走、行方不明其他海員又ハ見習カ取殘サルル

原因ヲ述ヘ監督官カ契約書ニ裏書シタル證明書ヲ得ルニ非サレハ海員又ハ見習ヲ濠洲ノ何レノ地ニモ取殘スヘカラス(但本法ニ從ヒテ海員ヲ雇止メタル場合ヲ除ク)

(二) 監督官ハ海員又ハ見習カ取殘サルル理由ヲ審査スヘシ又其爲メニ必要ト認ムルトキハ宣誓ヲ爲サシメ其裁量ニ依リテ證明書ヲ許可シ若ハ拒絕スルコトヲ得但理由ナクシテ證明書ノ交付ヲ拒ムコトヲ得ス

(三) 船長本條ニ違反スルトキハ本法ノ他ノ條項ニ依リ處罰セラルルコトノ有無ニ拘ラス各犯罪毎ニ起訴

セラルヘキ罪ヲ構成ス且其失行ニ對スル訴訟手續中ニ於テハ該船舶ニ對シ證明書ヲ交付セラレシコ

ト又ハ其交付カ理由ナク遅延シタルコト若ハ相當ノ理由ナクシテ交付ヲ拒絕セラレタルコトハ船長ニ於テ之ヲ證明スルコトヲ要ス

第三百十條

(一) 海員又ハ見習ヲ海上勤務ニ對シ不適任若ハ無能ナリトシ之ヲ濠洲ノ或地ニ取殘ス船長ハ海員又ハ見習ニ支拂フヘキ給料ノ十分且眞實ナル計算書ヲ監督官ニ提出シ其給料ノ全額ヲ海員又ハ



見習ニ支拂フヘシ又海員若ハ見習ニ直接支拂フコトカ何等カノ理由ニ依リテ實際上妥當ナラサルトキハ監督官ニ之ヲ支拂フヲ要ス

罰金ニ給料ノ支拂ノ外二十磅

(二) 船長ハ故意ニ虚偽ノ給料計算書ヲ提出スヘカラス罰金給料ノ支拂ノ外二十五磅  
第三百十一條 不法ニ海員又ハ見習ヲ強要シテ下船セシメテ之ヲ取殘シ又ハ他ノ方法ニ依リ不法ニ陸地若ハ海上ニ殘取ス者ハ起訴セラルヘキ罪アリトス

第三百十二條 (一) 濠洲置籍船舶ニ屬スル海員又ハ見習其服務中服務ノ繼續ヲ不能ナラシムルカ如キ疾病若ハ傷痍ノ爲メ適法ニ濠洲ノ或陸岸ニ取殘サレタルトキハ次ノ權利ヲ有ス

(イ) 契約ニ列記セラルル處ニ從ヒ母港 (Home Port) ニ於テ下船セシメラレタル場合ハ契約ノ定ムル率ニ依リ附添醫師或ハ海員醫務検査員ノ認定ニ從ヒ回復後一週間ノ滿了迄ノ給料ヲ受クルコト  
但雇入期間カ下船ノ日ヨリ一箇月以内ニ滿了スヘキトキハ給料ノ支拂ヲ受クヘキ期間ハ一箇月ヲ超ユルコトヲ得ス其他ノ場合ニ於テハ下船ノ日ヨリ三箇月ヲ超ユルコトヲ得ス又  
(ロ) 母港以外ノ港ニ於テ下船セシメラレタル場合ニ於テハ前項ニ規定セラレタル認定ニ依リ回復後母港迄無賃ニテ渡行セシメラレ且契約ニ定ムル率ニ依リ母港到著迄ノ給料ヲ受クルコト

(四) 但回復後該海員又ハ見習カ同一船舶ニ復職スルトキ他ニ雇入レラルルトキ或ハ下船ノ直前ト同率ノ給料ヲ以テ且母港到著ト共ニ雇止ヲ請求スル權利ヲ有スル條件ヲ以テ母港ニ向フ他ノ船舶ニ雇入ルルコトノ申出アルニ拘ラス之ヲ拒絕スルトキハ本項ニ依リ繼續シテ給料ヲ受クル權利ハ消滅ス

(二) 船長、船舶所有者或ハ代理人ハ

(イ) 前項並本法第二百七條ニ依リ海員又ハ見習ニ關スル船舶所有者ノ責任ヲ保證スル爲メ監督官ノ意見ニ依リ充分ナル金額ヲ監督官ニ供託スルヲ要ス或ハ  
(ロ) 監督官ノ認可アルトキハ船舶所有者ノ責ニ屬スル實際高ヲ要求次第支拂フコトノ保證ヲ與フルヲ要ス

(三) 海員若ハ見習カ下船シタル港又其港ヨリ便利ナル地ニ公立病院アルニ拘ハラス海員又ハ見習カ其病院以外ノ場所ニ於テ施療及生活ヲ受クルコトヲ欲スルトキハ手術上及醫療上ノ助言、附添、醫藥及生活ニ關スル船舶所有者ノ責任ハ當該病院ノ入院患者トシテ海員及見習カ施療ヲ受ケ並生活スル場合ニ支拂ハルヘカリシ費用ノ總額ヲ限度トス  
(四) 海員又ハ見習カ回復シタルトキハ本條第二項ニ依リ供託シタル總額ノ中ニ其供託ノ事由タリシ責任



ヲ果シ尙殘金アルトキハ供託シタル船長船舶所有者又ハ代理人ニ之ヲ返還ス

(五) 本條ニ於テ規定セラレタル利益ヲ受ケ得ヘキ海員又ハ見習ノ疾病、傷痕トハ次ニ掲クルモノタルヲ

要ス

(イ) 職務ノ遂行全ク不能ナル場合

(ロ) 十四日間以上ノ施療ヲ受クルヲ要スル場合又ハ要スルモノト推測セラルル場合

(ハ) 船中ニ於テ又ハ船舶若ハ船舶所有者ノ爲メニスル勤務中ニ招キタル疾病或ハ船舶若ハ船舶所有者

ノ爲メニスル勤務中ニ受ケタル傷痕

但病氣カ故意過失又ハ不行狀ニ基因シ若ハ性病ナルトキハ海員又ハ見習ハ本條ニ依ル利益ヲ受ク

ル權利ヲ有セス

(六) 濠洲置籍船舶ノ船長ニシテ本條ニ違反スル者ハ罰セラルヘシ

罰金 百磅

第三百三十三條 (一) 船舶所有者又ハ船長ハ

(イ) 外國行ノ船舶又ハ

(ロ) 寄港ヲ爲シツツ規定ノ距離ヲ超ユル數港間ヲ繼續的ニ航行シ濠洲貿易ニ従事スル船舶ニ

乗員二百人以上ノ者ヲ搭載セシメタル場合ハ其定員中ニ十分資格アル一名ノ醫師ヲ乗組マシムルコトヲ

要ス

罰金 百磅

(二) 船舶所有者又ハ船長ハ

(イ) 外國行船舶又ハ

(ロ) 寄港ヲ爲シツツ規定ノ距離ヲ超ユル數港間ヲ繼續的ニ航行シ濠洲貿易ニ従事スル船舶ニ

十一人以上百人未満ノ者ヲ搭載シ定員中ニ十分資格アル醫師ヲ乗組マシメサル場合ハ醫務検査員

又ハ當該官憲ヨリ「一等助手」タル資格アリト認めラレタル者ヲ定員中ニ乗組マシムヘシ

罰金五十磅

第三百三十四條

(一) 濠洲置籍ノ外國行船舶又ハ濠洲ノ一港ヨリ濠洲及新西蘭土以外ノ地ニ出航スル船舶ノ

所有者ハ其就航スル航海ノ特別ナル關係ヲモ考慮シ海員カ通常使用スル各種ノ衣服類ノ支給品及船

員ヲ欲求ニ十分ナル毛布並煙草ノ支給品ヲ携行セシムヘシ

(二) 此等凡テノ物品ハ良質ノモノタルヲ要シ且船積港ニ於ケル卸値ニ一割ヲ加ヘタル價格以下ヲ以テ船

員ニ販賣スルヲ要ス



罰金 五十磅

第十五節 常用室

第三百三十五條 濠洲ニ置籍シ又ハ沿岸貿易ニ從事スル各汽船ノ所有者ハ

(イ) 船舶職員室、機關室及汽罐室ニ十分ナル通風設備ヲ爲シ醫務検査員又ハ一定ノ官吏ノ認可ヲ受ク

ハシ又

(イノ二) 舵取室ニハ船舶航海ノ安全ニ支障ナキ場所ニ相當ノ設備ヲ施スヘシ若シ其實行困難ナルトキ

ハ別ニ定ムル一時的蔽遮物ノ設備ヲ爲スヘシ

(ロ) 次ノ二項ニ定ムル場合ヲ除キ各船舶職員ニ對シ百八十立方呎以上ノ容積ヲ有シ且直接機關室ニ開

カレスシテ甲板ニ到ル各別通路ヲ有スル少クトモ四個ノ別室ヲ設備スルヲ要ス又

(ハ) 總噸數三百噸未滿ノ一定ノ沿岸貿易汽船ニ於テハ船舶職員二人分ニ對シ三百五十立方呎以上ノ容

積ヲ有シ直接機關室ニ開カルコトナクシテ甲板ニ到ル各別個ノ通路ヲ有スル別室ヲ設備スルヲ

要ス又(二)河川港灣用ノ船舶ニ於テハ船舶職員ニ對シ別ニ定ムル所ニ依リ常用室ヲ設備スヘシ

罰金 二十磅ノ外違犯ノ繼續中最初ノ日以後各一日ニ付五磅宛

第三百三十六條 (一) 濠洲置籍船舶又ハ沿岸貿易ニ從事スル船舶ニ於ケル海員又ハ見習ノ寢室ニ充當セラル

ル場所ハ

(イ) 各海員及見習ニ對シ百四十立方呎以上ノ容積、甲板面上十八平方呎以上ノ面積ニシテ又船體ノ前

端部並狹隘部ニ於テモ寢柵ト寢柵トノ間ハ五呎以上ヲ保チ且障害物ヲ置クヘカラス

(ロ) 船舶ノ冬期滿載吃水線以下ナラサルヲ要ス

(ハ) 船員ノ使用スル個人所有品ニ非サル貨物並必需品ヲ積込ムコトナク荒天風雨ニ耐エ十分ニ採光シ

得ル構造ヲ有シ其處ニ休眠スル海員ノ健康及慰安ヲ保持スル爲メニ適切ナル設備ヲ爲スヲ要ス

(ハノ二) 既ニ設備セラレタル寢室ノ構造並位置及當該船舶ノ從事シ又ハ從事スヘキ筈ノ貿易ヲ考慮シ

醫務検査員カ船員ノ健康並慰安ノ保持ニ必要ナリト認ムルカ如キ人工的暖房並機械的通風ノ裝置

ヲ當該官吏ニ要求セラレタルトキハ其ノ設備ヲ爲スヲ要ス

(二) 船員ノ寢室ノ内又ハ附近ニハ主務大臣ニ依リテ任命セラレタル資格アル醫務検査員カ居住者ノ健康

ニ有害ナリト認ムルカ如キ塗料庫、錨鎖庫、便所又ハ類似ノ建造物ヲ造ルヲ得ス

(ホ) 滲水其他ヨリ發スル惡臭ハ休眠者ノ健康ト快適トヲ害セサルカ如キ範圍ト方法トヲ以テ寢室ヲ通

過スル様建造スルヲ要ス

(ヘ) 主務大臣ノ任命シタル資格アル醫務検査員ノ意見ニ依リ海員又ハ見習ノ健康ニ有害ナルカ如キ通



風ヲ防クニ足ル大サ並裝置アル通氣孔排氣孔ニ依リ該官吏ノ認可スル方法ヲ以テ各海員及見習ニ對シ一時間ニ成規ノ分量以上ノ新鮮ナル空氣ヲ平均ニ流布シ得ル方法ヲ執ルヲ要ス且

(ト) 規定ノ構造ノ金屬製寢床ヲ具備スルヲ要ス

罰金(船舶所有者ニ對シ) 百磅

(二) 前項ノ船舶所有者ハ開效セラレタル甲板上ニ海員及見習ノ食事ニ充分ナル大サヲ有シ便利ニ整備セラレ且他ト區劃セラレタル共同食堂ヲ設備スヘシ

主務大臣ニ於テ若シ此要求ニ從フトキハ船舶ニ實行困難ナル構造上ノ變更ヲ加ヘサルヘカラスト認ムルトキハ船舶所有者ハ冬期滿載吃水線以下ニアラサル船舶ノ他ノ部分ニ同等ノ設備ヲ爲スヲ要ス又若シ大臣ノ意見ニ於テ此實行モ實際ニ適セスト認ムルトキハ船舶所有者ハ前甲板ニ於テ海員及見習ヲシテ快適ニ食事セシメ得ルニ足ル大サノ折疊式食卓又ハ引出式食卓(sliding table)ヲ設備スルヲ要ス

罰金 百磅

(三) 本條ニ掲クル船舶所有者ハ大臣ノ任命セル資格アル醫務検査員ノ意見ニ從ヒ船員ノ欲求ヲ充タスニ足ル衛生的ナル病室及浴室、衣服洗濯ノ便アル洗滌ノ設備ヲ爲スヲ要ス且汽船ニ於テハ規定ニ從ヒ全船員カ使用スル爲メ新鮮ナル湯ヲ適當ニ供給スル設備ヲモ爲スヲ要ス

罰金 百磅

(四) 本條第二項及第三項ハ總噸數三百噸未滿ニシテ一定ノ沿岸貿易ニ從事スル船舶又ハ河川港灣用船舶ニハ之ヲ適用セス但此種ノ船舶所有者ハ別ニ定ムル所ニ從ヒ海員及見習ノ食食用設備及浴室ヲ含ム衛生的洗滌設備ヲ爲スヘシ

(五) 船舶ニ於ケル海員及見習ノ用ニ充當セラルル場所ニ關スル本條ノ前諸項ノ規定ニ違反シタルトキハ船長若ハ船舶所有者ハ其爲メニ影響ヲ受ケタル海員又ハ見習中ノ二人以上ノ者ヨリ船長ニ對シ申告アリタル日以後申告ノ原因存續スル間各船舶及見習ニ對シ毎日五志宛ノ額ヲ支拂フヘシ而シテ海員及見習ハ本項ニ依リ支拂ハルヘキ額ニ就テハ給料ノ場合ト同一方法ヲ以テ請求ヲ爲スコトヲ得

(六) 大臣カ専門家ノ陳述ニ基キ本條第一項イ號ノ規定ニ適合セシムル爲メニ必要ナル改造ヲ爲スコトハ實行困難ナリト認ムルトキハ本法ノ規定ニ適合セサルニモ拘ラス船員ノ爲メニスル場所ノ代用トシテ船舶ノ他ノ部分ニ同様且同等ノ設備ヲ爲スコトヲ認可スルコトヲ得

第三百三十七條 主務大臣ハ本節ノ規定ノ施行前ニ建造セラタル船舶ニ對シテハ若シ當該船舶ノ職員並普通船員ニ對スル設備カ不衛生的ニ非ス又設備ヲ衛生的ナラシムルニ必要ナリト認メラルル凡テノ改造ヲ爲シタリト認ムルトキハ本節ノ規定ノ一部又ハ全部(前條第一項ハニホ)各ヲ除ク)ヲ適用セサル旨ノ規定ヲ定ムルコトヲ得



第三百三十八條 本節ニ據ル起訴訴訟手續ニ關シテハ船長又ハ代理人ニ爲シタル送達並告知ハ之ヲ船舶所有者ニ爲シタル送達並告知ト看做ス

第三表 (第百十七條關係)

濠洲置籍船舶及沿岸貿易ニ從事スル英國船舶ニ適用スル食糧ノ標準

一週間ニ付	水	軟キパン	ビスケット	塩漬又ハ生ノ牛肉又ハ羊肉	鹽漬豚肉	貯藏肉	燻肉	兎肉	魚	馬鈴薯
充分	七ポンド	二ポンド	六ポンド	二ポンド	二ポンド	二ポンド	一ポンド	一ポンド	一ポンド 四分ノ三	六ポンド

乾燥セル又ハ壓搾セル野菜	ソラ豆	青豌豆	カラバン元豆	麥粉	米	オートミル	鳩麥	茶	コヒー	砂糖	煉乳
ポンド	二分ノ一	二分ノ一	二分ノ一	二ポンド	二分ノ一	一ポンド	二分ノ一	四オンス	四オンス	二分ノ一	二分ノ一

バター	マルマラ	シロツブ	牛脂或ハ豚脂	ビツクル	乾燥セル果物	酢	塩	芥子	胡椒	カレー粉	玉葱
一ポンド	一ポンド	二分ノ一	二分ノ一	二分ノ一	二分ノ一	四オンス	四オンス	二分ノ一	二分ノ一	二分ノ一	一ポンド

\*良質ノモノ充分、但濫費ヲ許サス

### 第四章 船舶及船舶ノ運行

#### 第一節 總則

第百八十七條 本法本章ノ規定ハ英國又ハ外國ノ總テノ船舶ニ之ヲ適用ス

第百八十七條ノ二 本法本章ニ於テ「安全證書」ト稱スルハ「海上ニ於ケル人命ノ安全ニ關スル協約」ニ從ヒ且該協約ノ目的ヲ達センカ爲發給セラレタル安全證書ヲ謂フ

第百八十八條 總督ハ本法本章ニ於テ取扱ハレタル事項ニ關スル或ル國ノ法規カ同事項ニ關スル本法本章ノ規定ト同一效力ヲ有スルモノト認メタルトキハ此等ノ法規ニ適合シ居ルコトヲ證セラレタル同國ノ船舶ハ本章ノ規定ニ適合セサルモ妨ナキ旨ノ告示ヲ爲スコトヲ得(同宣言中ニ示サレタル條件、制限及除外ハ之ヲ遵守スルコトヲ要ス)但シ英國船舶ニ對シ同一待遇ヲ與ヘサルモノト總督ノ認ムル外國ノ船舶ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第百八十九條 總テノ船舶ハ検査ヲ受クルコトヲ要ス

第百九十條 (一) 總督ハ検査官 (Surveyor) ヲ任命スルコトヲ得

(二) 検査官タルヘキ者ハ

(イ) 木造船ノ船體及艙裝品



(ロ) 鐵鋼船ノ船體及艙裝品汽鐘若ハ

(ハ) 機關

ニ付經驗ヲ有スルモノナルヘシ

第百九十一條 検査ノ方法、各級ノ船舶ニ備ヘラルヘキ艙裝品、検査證書艙裝品證書及安全證書ノ發給許可ニ關スル條件並此等ノ發給ニ必要ナル要求事項ハ規則ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ得

第百九十二條 (一) 検査證書、艙裝品證書又ハ安全證書ノ發給カ拒絶セラレタルトキハ船舶所有者ハ海事審判所ニ抗告スルコトヲ得

(二) 同審判所ハ右抗告ヲ審理シ検査證書又ハ艙裝品證書若ハ安全證書ノ發給ノ可否ヲ決定スヘシ

### 第二節 汽 船

第百九十三條 各汽船ハ少クトモ十二ヶ月ニ付一回前記検査官ノ検査ヲ受クルモノトス但シ主務大臣ハ検査ノ期日ヲ延長スルコトヲ得

第百九十四條 (一) 検査官汽船ノ検査ヲ行ヒタルトキハ成規ノ様式ニ依リ報告書ヲ作成シ之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

(二) 大臣ハ検査官ノ報告書ニ基キ検査證書ヲ發給スヘキモノト認メタルトキハ成規ノ様式ヲ備フル検査

證書ヲ汽船ノ所有者ニ發給スルモノトス

第百九十五條 (一) 汽船ノ検査證書ハ之ヲ二通トシ一通ハ同船ノ船長、所有者又ハ代理人ニ之ヲ交付スヘシ

シ船長、船舶所有者又ハ代理人ハ同證書ノ交付ヲ受ケタルトキハ他ノ一通ニ領收證ヲ認ムヘシ

(二) 検査證書ハ發行ノ日ヨリ成規ノ期間ヲ超エ又ハ之ヨリ短期ノ同證書記載ノ期間ヲ超エ效力ヲ有セス

第百九十六條 汽船ノ所有者、船長又ハ代理人ハ検査證書ノ發給ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク船内ニ於テ總テノ人ノ見易ヲ場所ニ同證書ノ有効期間内明瞭ニ之ヲ揭示スヘシ

罰金 十磅

第百九十七條 (一) 有效ノ検査證書又ハ本法第二百四條ノ規定ニ依ル検査免除ノ效力ヲ有スル證書ヲ受有

スル汽船ニ非サレハ船長ハ之ヲ航海セシムヘカラス又船舶所有者ハ故意タルト否トヲ問ハス同船ノ航海ヲ許可スルコトヲ得ス

(二) 十二人ヲ超ユル旅客ヲ搭載スル汽船(制限セラレタル沿岸貿易又ハ河川灣内航行ニ従事スル船舶ヲ除ク)ノ船長ハ同船カ有效ナル安全證書ヲ受有スルニ非サレハ濠洲聯邦ノ港ニ之ヲ出入セシムヘカラス又船舶所有者ハ故意タルト否トヲ問ハス同船ノ該港出入ヲ許可スルコトヲ得ス

但不可抗力ノ理由ニ依リ船内ニ在ル者又ハ船長トシテノ義務ニ基キ同船ニ搭載シタル難破船其ノ他



類似ノ事情ニ起因セル遭難者ハ之ヲ本項ノ旅客ト看做サス

罰金 本條ノ規定ニ違反スル各事犯ニ付百磅

- (三) 左記各號ノ安全證書ハ本法ノ規定ニ基キ發給セラレタル安全證書ト同一效力ヲ有スルモノトス
- (イ) 英國船舶ニ在リテハ商務院又ハ英國屬領政府ノ權能ニ依リ又ハ權能ニ基キ發給セラレタル正當ナル安全證書
- (ロ) 外國船舶ニ在リテハ其ノ所屬國政府ノ權能ニ依リ又ハ權能ニ基キ發給セラレタル正當ナル安全證書

第百九十八條 主務大臣ニ於テ左記各號ノ一ニ該當スト認ムヘキ事由アルトキハ既ニ發給シタル検査證書又ハ艤裝品證書若ハ安全證書ノ效力ヲ取消シ更ニ検査ヲ要求スルコトヲ得

- (イ) 検査官ノ汽船検査報告書ニ虚欺又ハ過誤アルトキ
- (ロ) 検査證書又ハ艤裝品證書若ハ安全證書カ虚欺又ハ過誤ノ報告ニ基キ發給セラレタルトキ
- (ハ) 汽船ノ船體又機關カ検査報告書提出ノ後實質的ニ變更ヲ加ヘラレタルトキ又ハ之ニ損傷ヲ生シタルトキ若ハ其ノ他ノ欠陥アルトキ

第百九十九條 (一) 検査官又ハ主務大臣ヨリ船舶ノ検査ヲ行フヘキ權能ヲ與ヘラレタル者ハ其ノ職務ヲ果

サンカ爲正當ナル時期ニ於テ船舶ニ臨檢シ同船舶其ノ他機關及艤裝品及船長及職員ノ免狀ヲ検査スルコトヲ得但シ右検査ノ爲ニ必要ニ船舶ノ航海ヲ遅延セシムルコトヲ得ス

- (二) 大臣ハ船舶ヲ検査シタル検査官又ハ検査員 (inspector) ノ報告ニ依リ必要アリト認メタルトキハ船體機關又ハ艤裝品ニ付検査ヲ行ヒ得ル様船舶ノ入渠其ノ他ノ方法ヲ要求スルコトヲ得
- (三) 何人ト雖検査官又ハ検査員ノ船舶臨檢ヲ妨クヘカラス又本法ニ依ル検査官又ハ検査員ノ職務ノ遂行ヲ妨クルコトヲ得ス

罰金 百磅

第二百條 船舶ノ検査證書艤置品證書又ハ安全證書カ效力ヲ取消サレタルトキ又ハ有効期間滿了シタルトキハ船舶所有者又ハ船長ハ遲滞ナク主務大臣ニ其ノ交付申請ヲ爲スヘシ

罰金 十磅

第二百一條 主務大臣ハ汽船ノ次回検査ヲ即時執行スルトキハ不當又ハ不必要ノ費用若ハ不便ヲ來タシ且期間ヲ延長スルモ船舶、乗組員、旅客又ハ貨物ニ何等危険ヲ生セサルモノト認メタルトキハ次回検査ノ時期ヲ延長シ一ヶ月ヲ超エサル期間内其ノ検査證書ノ效力ヲ延期スルコトヲ得但シ同船舶カ普通寄港スル港ノ一ニ於テ其ノ入渠又ハ修繕ニ付利用セラルヘキ適當ナル設備アルトキハ入渠又ハ修繕ノ目的ニ依



リ他港へ回航センカ爲ノ同證書ノ效力延期ハ之ヲ許サス

第二百一條ノ二 本法ニ基キ發給セラレタル安全證書ヲ受有スル船舶カ濠洲聯邦内ニ在ラサルトキニ同證書ノ期間滿了シタル場合ニ於テハ商務院又ハ商務院若ハ同大臣ヨリ權能ヲ與ヘラレタル者ニ於テ正當ノ事由アリト認メタルトキハ同證書ノ效力ヲ延期シ同船舶ヲシテ濠洲聯邦ニ歸航セシムルコトヲ得但シ右延期ハ證書ノ有効期間滿了ノ日ヨリ五ヶ月ヲ超ユヘカラス

第二百二條 (一) 汽船ノ所有者又ハ船長ハ其ノ検査證書ニ依リ許サレタル旅客定員ヲ超エ旅客ヲ搭載スヘカラス (二) 汽船ノ所有者船長又ハ代理人ハ船舶検査證書ニ依リ許サレタル旅客定員ヲ超エ旅客ヲラントスル者ノ船賃ヲ徴收スヘカラス

罰金 百磅及外ニ船舶検査證書ニ依リ許サレタル人員ヲ超エ搭載セル旅客一人ニ付五志以下

(三) 本條ノ規定ニ基ク罰金ハ何人モ出訴シテ拂戻ヲ受ケ之ヲ自己ノ用ニ供スルコトヲ妨ケス

第二百三條 (一) 汽船ノ所有者ハ何時タリトモ其ノ搭載シ得ル旅客定員ニ關シ同船舶ノ検査證書ノ變更ヲ申請スルコトヲ得 (二) 主務大臣ハ右申請書ヲ受理シタルトキハ更ニ検査ヲ行ハシメ同検査證書ノ改訂ヲ爲スコトヲ得

第二百四條 (一) 左記各號ノ一ニ該當スル證書ヲ受有スル汽船ニ付テハ同證書ノ有効期間内本法ニ依ル検査ハ之ヲ免除ス但シ本條第三項乃至第五項ノ規定ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

(イ) 英本國商務院ノ發給セル検査證書

(ロ) 安全證書

(ハ) 十二人以下ノ旅客定員ヲ有スル汽船ニ在リテハ總督ノ認可セル船級協會ノ發給セル成規ノ船級證書

(二) 主務大臣ハ濠洲聯邦在籍船舶ニ非サル英國汽船若ハ外國汽船ニ關シ本法ノ要求カ實質的ニ履行セラレタリト認メタルトキハ

(イ) 同汽船ノ検査ヲ免除シ且

(ロ) 本法ノ規定ニ基キ検査ヲ行ヒタル後與ヘラルヘキ證書ト同一效力ノ證書ヲ發給ス

但シ總督ハ濠洲聯邦在籍汽船ニ對シテ相互待遇カ與ヘラレスト認メタル場合ニ於テハ本項ノ規定ヲ適用セサルコトヲ命スルヲ得

(三) 大臣ヨリ書面ヲ以テ權能ヲ與ヘラレタル者ハ何時タリトモ本法ノ検査ヲ受クルコトヲ要セサル若ハ本條ノ規定ニ依リ検査ヲ免除セラレタル英國又ハ外國ノ汽船ヲ検査スルコトヲ得此ノ場合右検査ニ



付テハ其ノ成績ヲ大臣ニ報告スヘシ

(四) 大臣ハ右報告書ニ基キ該汽船ノ検査免除ヲ取消シ又ハ該汽船ニ付發給セラレタル證書ノ行使ヲ停止スルコトヲ得但シ濠洲聯邦在籍船舶ニ非サル船舶ニシテ其ノ所屬國政府ノ權能ニ依リ又ハ權能ニ基キ發給セラレタル現ニ有效ノ安全證書ヲ受有スルモノニ付テハ本項ノ規定ニ依リ與ヘラレタル權能ハ大臣ニ於テ該船舶ノ現狀カ重要ナル事項ニ付右安全證書ニ適合セス且旅客又ハ乗組員ニ危險ナク航海シ得サルモノト認ムヘキ理由アル場合ニ限り之ヲ行使スルコトヲ得

(五) 前號ノ取消又ハ停止ヲ受ケタル船舶ハ検査ヲ受クルコトヲ要ス

第二百四條ノ二 本節又ハ本章第六節ノ二ノ規定若ハ本法第二百七條ノ二ニ基ク規則ハ天候又ハ不可抗カノ爲目的港ニ非サル濠洲聯邦ノ港ニ避難シタル船舶ニシテ若シ其ノ普通航路ニ依リ航海シタランニハ此等ノ適用ヲ免除セラルヘキモノニ對シテハ本法ノ規定ニ拘ハラヌ之ヲ適用セス

第二百五條 何人ト雖汽船ノ汽罐安全辨ニ不當ノ重量又ハ一定ノ荷重ヨリ大ナル荷重ヲ加フヘカラス

罰金 百磅

第二百六條 (一) 左記各號ノ船舶ニハ規定セラレタル方法ニ依リ水密區劃ヲ設ケ且耐火隔壁及二重底ヲ備フヘシ

(イ) 濠洲聯邦在籍汽船

(ロ) 沿岸貿易ニ従事スル英國又ハ外國ノ汽船

(ハ) 十二人ヲ超ユル旅客ヲ搭載シ濠洲聯邦ノ港ヨリ濠洲聯邦外ノ港ニ又ハ濠洲聯邦外ノ港ヨリ濠洲聯邦ノ港ニ航行スル英國又ハ外國ノ汽船

(ニ) 本條ノ規定ニ違反シテ航行スル船舶又ハ本條ノ規定ニ違反シテ濠洲聯邦外ノ港ヨリ濠洲聯邦ノ港ニ入港シ搭載旅客十二人ヲ超ユル船舶ノ船長及所有者ハ之ヲ犯罪者トス

罰金 百磅

(三) 總督ハ本條ノ規定ニ基キ制定セラレタル規則ニ依リ水密區劃ニ區分スル船舶ノ支水戸、舷窓、辨其ノ他類似ノ裝置ノ閉鎖、定期的試験及動作ニ關スル規則ヲ設クルコトヲ得

第二百六條ノ二 (イ) 濠洲聯邦ニ船籍ヲ有スル又ハ沿岸貿易ニ従事スル船舶若ハ

(ロ) 十二人ヲ超ユル旅客ヲ搭載シ濠洲聯邦ノ港ヨリ濠洲聯邦外ノ港ニ向ケ航行スル船舶ハ左記各號ノ裝置ヲ備フヘシ

一 進行中ノ船舶ヲ適當ニ操縦シ得ヘキ相當馬力ノ後退裝置

二 有效ナル補助操舵裝置(必スシモ機械力ニ依リ動作セシメラル、コトヲ要セス)



罰金 船長又ハ船舶所有者ニ付百磅

第三節 耐航力ナキ船舶

第二百七條 船舶ハ左記各號ニ該當スルモノニ非サレハ之ヲ本法ニ於テ耐航力アルモノト看做サス

- (イ) 船舶カ船體及艙裝品、機關、脚荷又ハ貨物ノ積載方、職員其ノ他ノ乗組員ノ數及資格並其ノ他ノ事項ニ關シ普通遭遇スヘキ航海上ノ危険ニ對シ抵抗シ得ヘキ状態ニ在ルコト

- (ロ) 船舶カ過度ニ荷積セラレサルコト

第二百八條

- (一) 人命ニ危険ノ惧アル耐航力ナキ状態ニ於テ船舶ヲ航海セシムル者ハ何人モ船舶ノ耐航性ヲ保證スル一切ノ正當ナル手段ヲ用キタルコトヲ立證スルニ非サレハ起訴セラルヘキ罪ヲ犯シタル者トス

- (二) 船舶カ人命ニ危険ノ惧アル耐航力ナキ状態ニ在ルコトヲ知りテ之ヲ航海セシムル船長ハ起訴セラルヘキ罪ヲ犯シタル者トス

- (三) 本條ノ規定ニ基ク起訴ハ大狀師 (Attorney General) ノ同意ヲ得タル場合ニ非サレハ之ヲ爲スヘカラス

- (四) 本條ノ規定ハ特殊ノ事情ニ基キ耐航力ナキ状態ニ於テ船舶ヲ航海セシムルコト正當ナリシ場合ニハ

耐航力ナキ状態ニ於テ船舶ヲ航海セシメタルコトノ理由ニ依リ船舶所有者又ハ船長ニ對シ責任ヲ負ハシムルコトナシ

第二百九條 耐航力ナキ英國船舶ノ船員又ハ見習ハ同船舶カ耐航力ナキ限り之ニ乗組ミテ航海スルヲ拒ミタルコトノ理由ニ依リ其ノ契約ニ違反シタルモノト看做サス右拒絕ヲ爲シタル船員又ハ見習ハ船舶カ適當ナル時期ニ於テ航海ニ耐ヘ得ルモノト爲サレサル限り解雇ヲ請求スルコトヲ得

第二百十條 (一) 主務大臣ハ耐航力ナシト認メタル船舶ノ假扣留ヲ命スルコトヲ得

- (二) 船舶カ假扣留ヲ命セラレタルトキハ
  - (イ) 理由書ヲ添ヘ假扣留通知書ヲ船長ニ送達スヘシ
  - (ロ) 大臣ハ當該官吏ニ命シ同船舶ヲ検査セシメ其ノ報告ヲ徵スルコトヲ得
  - (ハ) 大臣ハ右報告書ニ基キ船舶ノ終局扣留ヲ命シ若ハ無條件ニ又ハ適當ト認ムル條件ヲ附シ其ノ釋放ヲ命スルコトヲ得
  - (ニ) 終局扣留ノ命令書ノ發セラル、以前ニ於テ右報告書寫ヲ船長ニ送達スヘシ船長ハ同寫ヲ受取リタル後七日以内ニ成規ノ手續ニ依リ海事審判所ニ抗告スルコトヲ得
  - (ホ) 大臣ハ何時タリトモ海事審判ニ該事件ヲ委託スルコトヲ得



(へ) 本條ノ規定ニ依リ抑留セラレタル船舶ハ抑以後英國々籍ヲ抹消シタルノ理由ニ依リ釋放セララル、コトナシ

(三) 外國船舶ニ對シ假抑留ノ命令カ發セラレタルトキハ命令書寫ヲ其ノ所屬國最寄領事ニ發送スヘシ同領事ハ其ノ指名スル人ヲシテ同船舶ノ検査ニ立會ハシムルコトヲ要求スルヲ得

(四) 海事審判所ハ本條ノ規定ニ基ク抗告又ハ委託ニ依リ船舶ノ終局抑留ヲ命シ若ハ條件ヲ附シ又ハ條件ヲ附セスシテ釋放スヘキ權能ヲ有ス

(五) 終局抑留ノ命令ヲ受ケタル船舶ハ同大臣又ハ海事審判所ニ於テ最早抑留ノ必要ナク之カ釋放ヲ命スヘキモノト認ムル迄釋放セラレサルヘシ

第二百十一條 (一) 船舶ノ假抑留カ正當ナル事由ニ基カサリシモノト認メラル、トキハ同大臣ハ船舶所有者ニ對シ船舶ノ抑留及検査ニ基ク費用並抑留又ハ検査ノ爲船舶所有者ノ被リタル損害ニ對シ賠償ノ責ニ任ス

(二) 船舶カ本節ノ規定ニ基キ終局ニ抑留セラレタルトキ若ハ本節ノ規定ニ依リ假ニ抑留セラレタル船舶カ抑留當時ニ在リテハ耐航力ナカリシモノト認メラル、トキハ船舶所有者ハ主務大臣又ハ其ノ指定セル者ニ對シ船舶ノ抑留及検査ニ基ク費用ヲ支拂フヘキ義務ヲ有ス此等ノ費用ニ付テハ同大臣又ハ

大臣ヨリ其ノ請求權ヲ附與セラレタル者ハ即決裁判所ニ於テ之カ支拂ヲ受クルコトヲ得但シ右支拂ヲ受クルモ其ノ他ノ賠償ヲ妨クルコトナシ

(三) 本節ノ規定ニ基ク海事審判所ノ審判費用ハ船舶ノ抑留及検査ニ基ク費用ノ一野ト看做ス

第二百十二條 本節ノ規定ニ依リ適法ニ抑留セラレタル船舶ノ船長カ正式ニ釋放セララル以前ニ於テ之ヲ航海セシメタルトキハ同船長ハ起訴セララルヘキ罪ヲ犯シタル者トス

第二百十三條 主務大臣ハ船舶カ耐航力ナキ旨告訴ヲ受ケタル場合ニ於テ之ヲ適當ト認メタルトキハ該船舶ノ抑留及検査ニ基キ支拂ノ責ヲ負フヘキ惧アル費用及賠償ニ付同大臣ノ満足スル擔保ノ提供ヲ告訴人ニ請求スルコトヲ得

(二) 但大臣ハ右告訴カ乗組員三人以上ヨリ爲サレ且輕微又ハ煩累ナルモノニ非スト認メタルトキハ前項ノ擔保ハ之ヲ請求スルコトヲ要セス且告訴カ該船舶ノ出港前充分ナル時期ニ於テ爲サレタルトキハ其ノ抑留ヲ要スヘキヤ否ヤヲ確ムル爲適當ナル處置ヲ採ルモノトス

第二百十四條 告訴ニ依リ行ハレタル船舶ノ抑留カ主務大臣又ハ政府ニ於テ賠償又ハ費用ヲ船舶所有者ニ支拂フヘキ義務ヲ有スル事情ニ基キタルモノナルトキハ告訴人ハ船舶ノ抑留及検査ノ爲大臣ノ支拂ヒタル一切ノ費用及賠償金ヲ大臣ニ支拂フヘシ



第四節 救命及防火設備

第二百十五條

(一) 船舶ニハ成規ノ救命設備ヲ備フヘシ同設備ハ前ニ定ムル處ニ從ヒ使用セラレ且使用ニ適スル様保管スルヲ要ス

(二) 濠洲聯邦在籍船舶ニ非サル英國船舶ニ在リテハ英本國商務院規則ニ適合シタル救命設備ヲ備フルト

キハ本節ノ規定ニ適合スルモノト看做ス

第二百十六條

同大臣ハ適當ト認ムルトキハ濠洲聯邦在籍船舶ニ非サル船舶ニシテ前條ノ規定ニ實質的ニ適合スル救命設備ヲ備フルモノニ對シテハ前條ノ適用ヲ免除スルコトヲ得

第二百十七條

船長又ハ船舶所有者ハ

- (イ) 成規ノ救命設備ヲ備フル船舶ニ非サレハ之ヲ航海セシメ又ハ之カ航海ヲ許可スヘカラス若シ船舶ニ備フル救命備設ノ滅失又ハ損傷ヲ等閑ニ附スヘカラス又ハ
  - (ロ) 救命設備中滅失シタルモノノ補充又ハ其ノ損傷シタルモノノ修理ハ遲滯ナク之ヲ爲スヘシ若ハ船舶ニ備フル救命設備ハ常時使用ニ適スル様其ノ準備ヲ怠ルコトヲ得ス
- 罰金 百磅

第二百十七條ノ二

(一) 總督ハ救命及防火設備ニ關スル海上人命安全協約ノ規則ヲ施行センカ爲又此等ノ

規則カ適用セラルヘキ船舶ノ種類ヲ決定センカ爲規定セラルヘキ必要又ハ便利ナル一切ノ事項特ニ左記ノ件ニ付規則ヲ設クルコトヲ得

- (イ) 船舶ノ船内設備及照明
- (ロ) 端艇ノ搭載人員(manning)
- (ハ) 救命艇漕手ノ證明書
- (ニ) 船内ニ於ケル火災ノ豫防發見及消火
- (ホ) 事件發生ノ場合ニ於ケル乗組員ノ集合及義務
- (ヘ) 危急ノ場合ニ於ケル動作ニ關スル實習及操練
- (二) 本條ノ規定ニ基キ制定セラレタル規則ニ違反シタルトキハ各行爲ニ付左ノ罰金ヲ課ス
  - (イ) 船舶所有者(若シ過失アルトキ)ハ百磅以下
  - (ロ) 船長(若シ過失アルトキ)ハ五十磅以下

第五節 甲板線及滿載吃水線

第二百十八條

(一) 各船舶ニハ本法ニ於テ甲板線及滿載吃水線ト稱スル標示ヲ常時明瞭ニ施スヘシ

(二) 前項ノ規定ハ左記各號ノ船舶ニ之ヲ適用セス



(イ) 總噸數五十噸未滿ノ制限セラレタル沿岸貿易船

(ロ) 漁獵ノミニ從事スル船舶

(ハ) 遊覽船

(ニ) 河川用及灣内用ノ船舶

第二百十九條 (一) 甲板線ハ長十二吋以上幅一吋以上トシ各舷側ノ長ノ中央又ハ出來得ル限り該中央ニ接

近シテ水平ニ之ヲ畫キ因テ水面上ノ各甲板ノ位置ヲ標示スルモノトス

(二) 各甲板線ノ上縁ハ標示ノ場所ニ於ケル水道ニ接スル甲板 (Deck plank) ノ上端ノ同一高ナルコトヲ要

ス甲板線ハ黒地ニ白色又ハ黄色若ハ薄色地ノ黒色ヲ以テ畫クヘシ

(三) 本節ニ於テ「舷側ノ中央」ト稱スルハ船首材ノ前端ヨリ船尾材ノ後端迄ヲ測リ滿載吃水線ノ長ノ中央ヲ謂フ

第二百二十條 (一) 船舶所有者ハ船舶ノ航海前ニ於テ各舷側ノ中央又ハ出來得ル限り其ノ附近ニ徑十二吋

ノ圓標ヲ畫キ其ノ中心ヲ貫通シテ長十八吋ノ水平線ヲ引キ黒地ニ白色又ハ黄色又ハ薄色地ニ黒色ヲ以テ之ヲ標示スヘシ

(二) 圓標ノ中心ハ本法ニ基キ又ハ本法ニ從ヒ標示セラレタル甲板線ノ下部ニ於テ同大臣ニ依リ承認セラ

レタル高ニ置カル、モノトス右高ハ本法ニ基キ發給セラレタル證書ニ記載セラル、モノニシテ鹽水中ニ於テノ最大吃水線ヲ示シ該線迄船舶ニ積荷スルコトハ適法ナリトス

(三) 圓標ノ位置ハ商船法ノ規定ニ從ヒ定メラル、モノトス但シ線又ハ標示ハ石炭以外ノ重量貨物ヲ積載

シタル船舶ニ於テハ冬期滿載吃水線又ハ帆船ニ於テハ冬期北大西洋滿載吃水線ニ關シ商船法ニ依リ要求セラレタル方法及位置ニ於テ船舶ニ表示セラルヘシ而シテ右ニ依リ積荷セル船舶ニ在リテハ本法ノ規定ニ於テハ該標示ハ圓標ノ中心ヲ貫通シテ引カレタル標示ト同一效力ヲ有スルモノトス

第二百二十一條 鹽水中ニ於テ船舶ニ積荷ヲ爲シ滿載吃水線ヲ示ス圓標ノ中心カ水面下ニ沈ミタルトキハ該船舶ハ之ヲ耐航力ナキモノト看做ス

第二百二十二條 (一) 或ル港ヨリ來航セル船舶ニシテ船長又ハ船舶所有者ニ於テ之ヲ稅關内ニ入ラシムル

コトヲ要求セラレタルモノハ全關内ニ入込前ニ滿載吃水線ヲ示ス圓標ヲ標示スヘシ若シ不可能ノ場合ニ於テハ入込タル後出來得ル限り速ニ之ヲ爲スヘシ

(二) 同船舶カ右場所ニ到着シタルトキハ船舶所有者ハ圓標ノ中心ト同中心以上ノ各甲板線ノ上縁トノ間ノ距離ヲ呎吋ヲ以テ入港申告書ニ記入スヘシ

(三) 英國船舶ノ船長カ監督官 (Superintendent) ノ立會ノ下ニ乗組員トノ契約ヲ要求セラレタルトキハ同



船長ハ船長自身又ハ乗組員中ノ或ル者ニ依リ契約書ニ署名セラル、以前ニ於テ同船ノ満載吃水線證書ヲ監督官ニ提出スヘシ監督官ハ右證書ニ依リ圓標ノ中心ト同中心以上ノ各甲板線ノ上縁トノ距離ヲ呎吋ニテ右契約書ニ記入スルカ又ハ記入セシムヘシ監督官ハ満載吃水線證書カ提出セラレ且右記入カ爲サレタル後ニ非サレハ乗組員ノ契約ヲ行ハサルモノトス

(四) 英國船舶ニ在リテハ船長ハ公用航海日誌ニ亦右報告寫ヲ記入スヘシ

(五) 満載吃水線ヲ示ス圓標カ本條ノ適用ヲ受クル船舶ニ標示セラレタルトキハ同船舶ハ其ノ圓標ヲ保持スヘシ若シ同圓標カ其ノ目的ノ爲制定セラレタル商務院規則ニ從ヒ濠洲聯邦外ニ於テ變更セラレタルトキハ濠洲聯邦ノ荷揚港ニ次回歸航ノトキ迄變更セラレタル儘標示ヲ爲スコトヲ得

罰金 百磅

第二百二十三條 船長又ハ船舶所有者ニ於テ稅關内ニ入ラシムルコトヲ要セサル船舶ニシテ満載吃水線ヲ

示ス圓標ノ標示ヲ要スルモノニ在リテハ

(イ) 其ノ出港前右標示ヲ爲シ且

(ロ) 船舶所有者ハ十二ヶ月ニ一回船舶ノ出港直前船籍港ノ收稅官(又ハ濠洲在船籍ニ在ラサル船舶ニ在リテハ船舶所在港ノ收稅官)ニ對シ圓標ノ中心ト其ノ以上ニアル各甲板線ノ上縁間ノ距離ヲ呎吋

ニテ記載スル申告書ヲ提出スヘシ

(二) 圓標ヲ改訂又ハ變更シタル船舶ノ所有者ハ同船舶ノ出港前圓標ノ中心ト各甲板線ノ上縁間ノ距離ヲ呎吋ニテ記載シタル申告書ヲ添ヘ右改訂又ハ變更ニ關スル報告書ヲ同收稅官ニ提出スヘシ

(三) 本條ノ規定ニ依ル満載吃水線ヲ示ス圓標ヲ標示シタル船舶ハ圓標ノ變更ニ付通告ヲ受クル迄從前ノ標示ヲ保持スルモノトス

罰金 百磅

第二百二十四條 (一) 船舶ノ船長又ハ所有者ハ正當ノ事由ナクシテ

(イ) 本法ニ依リ要求セラル、通り船舶ニ標示ヲ爲サス其ノ又ハ標示ノ保持ヲ爲ササルコト

(ロ) 鹽水中ニ於テ満載吃水線ヲ示ス圓標ノ中心ヲ水面下ニ沒スル様船舶ニ積荷スルコトヲ得ス又何人モ該標示ノ何レノ部分ヲモ抹消、除去、變更又ハ損傷スヘカラス但シ本法ノ規定ニ依ル場合又ハ敵ノ捕獲ヲ免ルヘキ目的ヲ有スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(二) 何處ヨリ到着スル船舶モ其ノ船長ハ満載吃水線ヲ示ス圓標ノ中心カ鹽水中ニ於テ水面下ニ沒スル様荷積シテ濠洲聯邦ノ港ニ其ノ船舶ヲ入港セシムヘカラス

罰金 百磅



第二百二十五條 本法ニ依リ要求セラレタル標示カ誤解シ易キ不正確ノ簾アルトキハ船舶所有者ハ該船舶ノ航海ヲ許可スルコトヲ得ス

罰金 百磅

第二百二十六條 (一) 規則ハ

(イ) 各種ノ事情ニ基キ又各季節ニ應スル滿載吃水線ヲ示スヘキ圓標ニ關シ使用セラルヘキ標示ノ決定並滿載吃水線ニ關スル本法ノ規定ニ於テハ右標示ハ圓標ノ中心ヲ貫通シテ引カレタル標示ト同一效力ヲ有スヘキ旨ノ告示

(ロ) 右圓標及線又ハ標示カ塗料、刻付又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ船舶ニ表示セラルヘキ方法

(ハ) 圓標ノ位置ヲ承認及證明スル證書ノ發給

(ニ) 船舶ノ公用航海日誌又ハ之ニ關シ船内ニ備フヘキ其ノ他ノ書類ニ對シ右證明書及船舶ノ吃水及乾舷ニ關スル其ノ他ノ事項ヲ記入スル要求並此等ノ記載寫ノ發給ノ要求

ニ關シテ規定ヲ設クルコトヲ得

(二) 正當ノ事由ナクシテ船舶ノ吃水及乾舷ニ關スル證書其ノ他ノ事項ノ記入、發給又ハ其ノ寫ノ發給ニ付定メラレタル各規則ニ違反シタル者ハ之ヲ犯罪者トス

罰金 百磅

第二百二十七條 (一) 商船法ニ基キ定メラレ且標示セラレタル滿載吃水線及同法ニ依リ發給セラレタル證書ハ本法ニ基キ定メラレ且標示セラレ又ハ發給セラレタルモノト同一效力ヲ有スルモノトス  
(二) 同大臣ハ英國屬領在籍船舶ニ於テ同屬領ノ法律ニ基キ定メラレ且標示セラレタル滿載吃水線ハ本法ニ基キ定メラレタル且標示セラレタルモノト同一效力ヲ有スルモノト認ムルコトヲ得

第六節 遭難信號

第二百二十八條 成規ノ遭難信號ヲ適法ニ備フル船舶ニ非サレハ船長ハ之ヲ航行セシムヘカラス又船舶所有者ハ之カ航行ヲ許可スルコトヲ得ス

罰金 百磅

第二百二十九條 遭難又ハ危急ノ信號又ハ呼出若ハ總テノ信號ハ私用信號トシテ登錄セラレタルト否トヲ問ハス互ニ混同シ易キモノハ何人モ正當ナル事由ナクシテ之ヲ使用又ハ揭示スヘカラス

罰金 五十磅

第二百三十條 正當ナル事由ナクシテ成規ノ遭難信號ヲ使用又ハ揭示シタル者ハ右信號ヲ不適當ニ使用又ハ揭示シタルニ因リ爲サレタル勞作、危害又ハ費用ニ對シ賠償ノ責ニ任ス(之カ爲其ノ他ノ責任ヲ免ル



、コトヲ得ス) 右賠償ハ聯邦又ハ州ノ當該裁判所 (Federal or State court of competent jurisdiction) ニ於テ之ヲ受クルコトヲ得

第六節ノ二 船舶無線電信

第二百三十一條 (一) 規定セラレタル場合ヲ除キ各外國航路船濠洲貿易船又ハ沿岸貿易ニ從事スル船舶ニシテ

- (イ) 十二人ヲ超ユル旅客ヲ搭載スルモノ又ハ
- (ロ) 總噸數千六百噸以上ノモノ

ハ成規ノ通り無線電信ノ施設ヲ爲シ無線電信ノ執務ヲ維持シ規則ニ依リ要求セラル、一人以上ノ資格アル通信従事者及聽守員ヲ備フヘシ

罰金 船長又ハ船舶所有者ニ付五百磅

- (二) 主務大臣ハ船舶ノ從事スル航路ノ狀況又ハ其ノ他ノ事情ニ依リ無線電信ノ施設ヲ爲スコト不必要且不合理ナリト認メタルトキハ總テノ船舶又ハ總テノ種類ノ船舶ニ對シ本節ノ規定ヲ適用セシメサルコトヲ得
- (三) 總督ハ本法又ハ千九百五年千九百十五年無線電信法ニ抵觸セサル限り船舶ニ於ケル無線電信施設及

其ノ執務上ニ關シテ本法ノ規定ヲ施行シ又ハ右規定ヲシテ效果アラシメンカ爲規定セラルヘキ必要又ハ便利ナル事項特ニ左記各號ノ件ニ關シ規則ヲ制定スルコトヲ得

- (イ) 裝置セラルヘキ無線電信設備ノ種類
- (ロ) 維持セラルヘキ執務
- (ハ) 乗組ヲ要スル通信従事者及聽守員ノ數、等級及資格
- (四) 検査官又ハ大臣ヨリ權能ヲ與ヘラレタル者ハ其ノ職務ヲ果サンカ爲正當ナル時期ニ於テ船舶ニ臨檢シ無線電信ノ設備ヲ検査シ又本法ニ依リ要求セラレタル通信従事員及聽守員ノ證明書ヲ検査スルコトヲ得
- (五) 検査官又ハ検査員カ船舶ノ無線電信設備免許通信従事者及聽守員カ本法ニ適合セサルコトヲ海事局長 (Deputy Director) ニ報告シタルトキハ海事局長ハ船長又ハ船舶所有者ニ對シ書面ヲ以テ該缺點ヲ通告シ其ノ修正ヲ要スル事項ヲ示シタル後該缺點カ修正セラル、迄同船舶ヲ抑留スヘシ
- (六) 本法ニ依リ無線電信ノ施設ヲ要求セラレタル船舶ハ本法ノ要求カ遵守セラレタル後ニ非サレハ船長ハ之ヲ航海セシムヘカラス又船舶所有者ハ之カ航海ヲ許可スルコトヲ得ス

罰金 五百磅



第七節 羅針儀ノ矯正

第二百三十二條

(一) 海上ヲ航行スル各船舶ノ羅針儀ハ特ニ定ムル場合ヲ除キ免許羅針儀矯正人ニ依リ成規ノ方法ニ於テ成規ノ通り適當ニ矯正セラル、コトヲ要ス

(二) 前項ノ規定ハ濠洲聯邦在籍船舶ニ非サル英國船舶ニシテ英本國ノ商務院ヨリ發給セラレタル有效ノ羅針儀證明書ヲ受有スルモノニハ之ヲ適用セス但シ主務大臣ヨリ權能ヲ與ヘラレタル者ハ該船舶ノ

羅針儀ヲ検査スルコトヲ得又検査シタルトキハ其ノ成績ヲ大臣ニ報告スルモノトス右報告ニ基キ大

臣ハ前項ノ規定ニ依リ該船舶ノ羅針儀ノ矯正ヲ命スルコトヲ得

(三) 誤差表ノ交付ヲ受ケ誤差表記録簿ヲ規定通り保存スルモノトス

罰金 百磅

第二百三十三條

船舶ハ其ノ羅針儀カ規定通り矯正セラレタル後ニ非サレハ船長ハ之ヲ航海セシムヘカラス又船舶所有者ハ之カ航海ヲ許可スルコトヲ得ス

罰金 二百五十磅

第二百三十四條

羅針儀カ規定通り矯正セラレザリシ船舶ハ之ヲ耐航力ナキモノト看做ス

第八節 衝突、端艇及消防操練

第二百三十五條

(一) 濠洲聯邦在籍船舶又ハ沿岸貿易ニ從事スル船舶ノ船長ハ

(イ) 成規ノ方法及期間ニ於テ衝突、端艇及消防操練ニ付乗組員ヲ召集シテ之ヲ行ハシメ

(ロ) 船舶ノ公用航海日誌ニ各操練ノ詳細ヲ記入スヘシ

罰金 五十磅

(二) 各船員及見習ハ船長ノ要求ニ應シ本條ノ規定ニ要求セラレタル集合及操練ニ參加スヘシ但シ次項ノ

場合ハ此ノ限ニ在ラス

罰金 五磅

(三) 船員又ハ見習ハ其ノ契約終了前二十四時間以内ニ於ケル集合又ハ操練ニハ參加スルコトヲ要セス

第九節 錨、錨鎖及揚錨裝置

第二百三十六條

本節ニ於テ裝置ト稱スルハ前ニ定ムル所ニ從ヒ貨物(燃料炭ヲ含ム)ノ積卸用ニ供セラル、裝置ヲ謂フ

第二百三十七條

(一) 英國船舶用ノ(同船舶ニ使用セラル、ト否トヲ問ハス)重量百六十八封度ヲ超ユル總テノ錨、總テノ錨鎖及裝置ハ成規ノ商法ニ依リ試験、證明及標示ヲ受クヘシ

(二) 本法ニ從ヒ試験及標示ヲ爲サ、ル重量百六十八封度ヲ超ユル錨、錨鎖又ハ裝置ヲ使用シ又ハ其ノ使



(一) 用ヲ許可シタル英國船舶ノ所有者又ハ船長ハ起訴セラルヘキ罪ヲ犯シタル者トス  
(三) 英國船舶ニ於テ人ノ生命又ハ手足ニ危害ヲ加フヘキ不安全ノ装置ヲ使用スル者ハ何人モ起訴セラルヘキ罪ヲ犯シタルモノトス

第二百三十七條ノ二 (一) 本法ニ依リ試験、證明及標示ヲ受ケサル重量百六十八封度ヲ超ユル錨若ハ錨鎖又ハ装置ヲ英國船舶用トシテ販賣又ハ販賣契約若ハ購入又ハ購入契約ヲ爲ス者ハ何人モ起訴セラルヘキ罪ヲ犯シタルモノトス

(二) 前項ノ錨、錨鎖又ハ装置ノ販賣ニ關スル各契約ハ錨、錨鎖又ハ装置カ本法ノ規定ニ依リ試験證明及標示ヲ受ケタルモノ又ハ其ノ發送前受クヘキモノナルコトノ保證ヲ含ムモノト看做ス但シ特ニ然ラサル旨記載シアルトキハ此ノ限ニ在ラス(右證明ハ販賣者側ニ於テ之ヲ爲スモノトス)

第二百三十八條 主務大臣ハ規定セラレタル條件ニ基キ錨、錨鎖及装置ノ試験、證明及標示ニ關シテ何人ニモ免許ヲ與ヘ又ハ其ノ與ヘタル免許ヲ取消シ若ハ停止スルコトヲ得

第二百三十九條 (一) 錨、錨鎖及装置ニ關スル免許試験人ハ左ノ各項ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

(イ) 錨、錨鎖又ハ装置ニ對シ本法ニ從ヒ同試験人ノ工場ニ於テ試験ヲ受ケタルモノニ非サルニモ拘ラズ此等カ本法ノ規定ニ依リ試験セラレタルコトヲ示スヘキ記號又ハ之ニ類似スル標示若ハ本法ノ

規定ニ依リ試験セラレタルコトヲ誤解スヘキ其ノ他ノ標示ヲ爲スコト

(ロ) 本法ニ免許試験人ノ工場ニ於テ同人ニ依リ試験セラレサリシ錨、錨鎖又ハ装置ニ關シ何人カニ検査證明書ヲ交付スルコト

(ハ) 錨、錨鎖又ハ装置ノ検査證明書ハ虚欺ノ記載ヲ爲スコト

(二) 本條ノ規定ニ違反シタル者ハ罰セラルヘシ

第二百四十條

(一) 錨、錨鎖及装置ノ免許試験人ニ非サレハ何人モ左ノ各項ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

(イ) 錨、錨鎖其ノ他ノ鎖又ハ索若ハ装置ニ對シ此等カ本法ニ依リ試験ヲ受ケタルコトヲ示スヘキ特殊ノ記號又ハ之ニ類似スル標示若ハ試験ヲ受ケタルモノト解誤シ易キ標示ヲ附スルコト

(ロ) 錨、錨鎖及装置ノ免許試験人ニ依リ發給セラレタル試験證明書ニ類似スル若ハ錨、錨鎖其ノ他ノ鎖索又ハ装置カ本法ニ依リ試験セラレタルモノト信セシムル如キ此等ノ試験ニ關スル證明書又ハ

其ノ他同一性質ノ書類ヲ何人カニ發給スルコト

(二) 本條ノ規定ニ違反シタル者ハ起訴セラルヘキ罪ヲ犯シタル者トス

第二百四十一條

(一) 錨、錨鎖其ノ他ノ鎖索又ハ装置ノ證明又ハ試験ニ關スル證明書又ハ其ノ他ノ同一性質ノ書類ヲ發給スル者ハ本法ニ基キ其ノ受有スル免許狀ノ有効期間内ニ於テ本法ノ規定ニ依リ試験セラ



レタル錨、錨鎖又ハ装置若ハ試験所ニ於テ試験セラレタル鎖索、錨鎖ニ非サルモノニ非サル限リ證明書又ハ書類ノ見易キ部分ニ明瞭ニ「私用試験」ノ文字ヲ記載スヘシ

(二) 錨、錨鎖其ノ他ノ鎖索又ハ實際ニ試験ヲ受ケタルモノニ非サレハ何人モ其ノ試験ヲ受ケタルコトヲ信セシムル惧アル標示ヲ爲シ又ハ之ニ關シ證明書又ハ其ノ他同一性質ノ書類ヲ發給スヘカラス

(三) 本條ノ規定ニ違反シタル者ハ起訴セラルヘキ罪ヲ犯シタルモノトス

第二百四十二條 錨、錨鎖又ハ其ノ他ノ鎖索若ハ装置カ本法ノ規定ニ反キ刻印又ハ標示ヲ附セラレタルコトヲ知リテ之ヲ販賣シ又ハ使用ニ供スル目的ヲ以テ之ヲ供給シタル者ハ何人モ起訴セラルヘキ罪ヲ犯シタル者トス

第二百四十三條 本法本節ノ規定ハ英本國海軍用、濠洲聯邦海軍用又ハ其ノ他ノ英國屬領海軍用トシテ錨鎖、錨又ハ装置ヲ供給センカ爲締結セラレタル契約ニ影響ヲ及ホスコトナシ

第二百四十四條 「錨」及「錨鎖」ハ錨又ハ錨鎖ト共ニ使用セラル、爲之ニ取附ケタル又ハ取附ントスル「シヤツクル」ヲモ包含スルモノトス

第二百四十五條 英本國ノ法律ニ依リ試験、證明及標示ヲ受ケタル一切ノ錨及錨鎖ハ本法ニ從ヒ試験、證明及標示ヲ受ケタルモノト看做ス

第二百四十六條 削除

第二百四十七條 規則ハ濠洲聯邦在籍船舶又ハ沿岸貿易ニ從事スル船舶ニシテ規定セラレタル種類ニ屬スルモノニ付テハ應急用トシテ即時調製シ得ヘキ獨立ノ索ヲ舵ニ取附クヘキコトヲ規定スヘシ

第十節 危險貨物

第二百四十八條 本節ニ於テ危險貨物トハ告示ニ依リ危險ナリト定メタル貨物ヲ謂フ

第二百四十九條 危險貨物ハ左記各號ノ規定カ遵守セラル、ニ非サレハ何人モ船舶ニ依リ之ヲ發送スヘカラス又船長又ハ船舶所有者以外ノ何人モ船舶ニ之ヲ積込ムコトヲ得ス

(イ) 貨物ノ種類、荷送人及荷受人ノ氏名及住所カ貨物ノ荷造ノ外部ニ明瞭ニ標示セラレ居ルコト

(ロ) 貨物ノ種類申告書(普通ノ船荷目録ノ外ニ)ヲ同貨物ノ積込ノトキ又ハ積込前ニ於テ船舶ノ所有者

又ハ船長ニ差出スコト

罰金 百磅

第二百五十條 船舶ノ所有者又ハ船長ハ

(イ) 危險貨物ノ積載ヲ拒絶スルコト

(ロ) 危險貨物ヲ含ム疑アル荷造ハ之ヲ開キテ検査スルコト



(ハ) 船長又ハ船舶所有者ニ告ケスシテ船舶ニ積込ミタル危険貨物ハ之ヲ船外ニ投棄スルコトヲ得且右各行爲ニ對シ何等責任ヲ負フコトナシ

第二百五十一條 船員又ハ見習ハ危険貨物ヲ積載スル英國船舶ニ於テ航海ヲ爲スコトヲ拒絶スルヲ得而シテ右拒絶ヲ爲シタル船員又ハ見習ハ下船ヲ許可セラル、モノトス但シ危険貨物カ規則又ハ契約書ニ掲ケラレタル條項ニ從ヒ運送セラル、場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二百五十二條 海軍裁判權ヲ有スル裁判所 (Court having Admiralty jurisdiction) ハ本法ニ違反シテ船舶ニ積込ミタル危険貨物ハ英國王之ヲ沒收スヘキコトヲ命スルヲ得從テ該物品ハ其ノ所有者ノ行爲カ犯罪ヲ構成セス又其ノ所有者カ右審理ニ付通告ヲ受ケス又ハ該裁判ニ出頭セサルトキ若ハ該貨物ノ所有權不明ナルトキト雖沒收セラル、モノトス

第二百五十三條 何人モ故意ニ

- (イ) 虚欺ノ記述ヲ爲シ危険貨物ヲ船舶ニ依リ運送シ又ハ船舶ニ積込ムヘカラス若ハ
- (ロ) 危険貨物ノ荷送人ノ氏名ヲ詐稱スヘカラス

罰金 五百磅

第二百五十四條 (一) 主務大臣ハ或ル貨物又ハ物品ノ船積カ船舶ノ安全ヲ危カラシメ若ハ旅客又ハ乗組員

ノ安樂ヲ害フモノト認メタルトキハ船長又ハ船舶所有者ニ通告シ該貨物又ハ物品ノ積載ヲ禁スルコトヲ得右通告ヲ受ケタルトキハ船長ハ禁止セラレタル貨物又ハ物品ヲ該船舶ニ積載シテ之ヲ航海セシムヘカラス又船舶所有者ハ之カ航海ヲ許可スルコトヲ得ス

罰金 百磅

(二) 税關官吏又ハ大臣ヨリ權能ヲ與ヘラレタル者ハ禁止セラレタル貨物又ハ物品ヲ船舶ヨリ荷卸スル迄該船舶ヲ抑留スルコトヲ得

第二百五十五條 荷送人ハ危険貨物ヲ船舶ニ積込前成規ノ方法ニ依リ成規ノ人ニ對シ同貨物ノ積込ヲ爲スヘキ意思アルコトヲ通告スヘシ

罰金 百磅

第二百五十六條 船舶ニ積込ミ得ヘキ家畜ノ數及此等ノ運送ニ關シ遵守スヘキ條件ハ別ニ定ムル所ニ依ルヘシ又ハ船舶所有者又ハ船長ハ

- (イ) 積込ミ得ヘキ規定ノ數ヲ超ヘ家畜ヲ船舶ニ積込ムヘカラス又ハ
- (ロ) 家畜ノ運送ニ關スル成規ノ條件ニ違反スルコトヲ得ス

罰金 百磅



第二百五十七條

(一) 穀類、米、稻、豆、種子、胡桃、胡桃核又ハ此等ノ混合物若ハ石炭ハ脚荷又ハ貨物トシテモ成規ノ方法ニ依リ其ノ移動ニ對スル豫防ヲ構シ又石炭ニ付テハ通氣ニ關スル適當ナル設備ヲ爲シタル場合ニ非サレハ船舶ニ積込又ハ船舶ニ依リ運送スヘカラス

(二) 船舶所有者、船長及船舶ノ荷積ニ關シ委任ヲ受ケタル船舶所有者ノ代理人ハ本條ノ規定ヲ遵守スヘキ一切ノ適當ナル處置ヲ採ルヲス要  
罰金 三百磅

第十一節 船燈、信號及航行規則

第二百五十八條

(一) 總督ハ衝突豫防ニ關シ又船舶ニハ如何ナル船燈及信號ヲ使用スヘキカヲ定ムヘキ規則ヲ設クルコトヲ得

(二) 船舶所有者又ハ船長ハ

(イ) 衝突豫防ニ關スル規則ニ違反スヘカラス又ハ

(ロ) 船燈又ハ霧中信號ハ該規則ニ依リ定メラレタルモノニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

罰金 百磅

(三) 本條ニ基ク罰金ハ過失ノ爲メ生シタル損害ニ對スル民事上ノ責任ヲ免除スルコトナシ

(四) 船長又ハ船舶所有者ノ故意ノ懈怠ニ基ク規則違反ハ之ヲ罰スヘシ

第二百五十八條ノ二

濠洲聯邦在籍船舶ノ船長ハ其ノ航路又ハ航路ノ附近ニ流水アル旨報告ヲ受ケタルトキハ夜間ニ在リテハ適當ナル速力ヲ以テ行進スルカ又ハ其ノ航路ヲ變更シテ報告セラレタル流水ヲ避ケ且危險區域ヲ脱スヘシ

第二十九條

(一) 二隻以上ノ船舶ノ過失ニ依リ一隻以上ノ船舶、其ノ貨物又ハ船内ノ財産ニ損傷又ハ滅失ヲ生シタルトキハ損傷又ハ滅失ヲ償フヘキ責任ハ各船舶ノ過失ノ程度ニ比例シテ之ヲ定ム但シ當時ノ狀況ニ依リ過失ノ割合ヲ定ムルコト困難ナルトキハ責任ハ之ヲ平等トス

(二) 本條ノ規定ハ船舶ノ過失ニ基カサル滅失又ハ損傷ニ付テハ右船舶ニ對シ責任ヲ負ハシムルコトナシ

(三) 本法ノ規定ハ運送契約又ハ其ノ他ノ契約ヲ爲シタル者ノ責任ニ影響ヲ及ホサス若ハ契約又ハ法律ノ規定ニ依リ免責セラレタル者ニ對シ責任ヲ負ハシメス又ハ法律ニ依リ定メラレタル方法ニ於テ責任ヲ制限セラルヘキ者ノ權利ニ影響ヲ及ホスコトナシ

(四) 本條ニ關シテハ運送料トハ運賃及賃借料ヲ包含シ又船舶ノ過失ニ依リ生シタル損失ノ範圍ハ法律上損害賠償ノ請求ヲ爲シ得ヘキ所ノ該過失ニ基ク救助其ノ他ノ費用ヲモ含ムモノト解釋セラルヘシ

第二百六十條

(一) 或ル船舶ニ於テ該船舶ト其ノ他ノ船舶トノ過失ニ基キ人ニ死傷ヲ生シタルトキハ此等



ノ船舶所有者ハ連帶責任ヲ負フモノトス

- (二) 本條ノ規定ハ何人モ之ニ關係ナク被害者ニ依リ又ハ該死亡ニ關シテ告訴シ得ヘキ權利アル者ニ依リ提起セラレタル訴訟ニ對シテ其ノ爲サントスル抗告ノ權利ヲ奪ハル、モノト解釋セラレサルヘシ又本條ノ規定ハ何人ニ對シテモ本條ノ規定カ法律ニ依リ定メラレタル方法ニ關係アル場合其ノ責任ヲ制限スル様同人ノ權利ニ影響ヲ及ホスコトナシ

第二百六十一條 (一) 船内ニ在ル者ノ被リタル死傷カ同船舶及其ノ他ノ船舶ノ過失ニ基キタルトキ此等ノ

- (二) 船舶中ノ或ル船舶ノ所有者ノ支拂ヒタル損害賠償金ノ割合カ其ノ過失ノ割合ヲ超過スルトキハ該船主ハ其ノ超過額ハ他ノ船舶所有者ヨリ其ノ各船舶ノ過失ノ程度ニ應シ割當金トシテ支拂ヲ受クルコトヲ得但シ法律上又ハ契約上ニ依ル責任ノ制限又ハ免除ノ理由ニ依リ若ハ其ノ理由ノ爲右ニ付出訴シ得ヘキ權利ヲ有スル者ニ對シ損害賠償トシテ最初ノ場合ニ支拂ヲ爲サ、リシ金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス法律ニ依リ定メラレタル其ノ他ノ賠償ノ外本條第一項ニ規定セラレタル割當金ニ關シ權利ヲ有スル者ハ割當金ノ支拂ヲ受クル目的ノ爲本法ノ規定ヲ條件トシ最初ノ場合ニ於テ損害賠償ノ請求權ヲ有スル者ト同一ノ權利及權能ヲ有ス

第二百六十二條 損害賠償ニ關シテ海軍裁判所ヲ有スル裁判所ニ關スル法令ハ該賠償中ニハ人ノ死傷ニ關

スル損害賠償ヲモ包含セシメタリ從テ該賠償ニ關スル訴訟ハ物又ハ人ニ關シ (*in rem or in personam*) 之ヲ爲スコトヲ得

第二百六十三條 商船法第四百十九條第四項ノ規定ニ拘ハラス衝突ノ場合ニ於テ船舶ハ同船カ海上衝突豫

防ニ關スル規則ニ違反シタル事由ノミニ依リテ過失アルモノト看做サル、コトナシ

第二百六十四條 (一) 二船間ノ衝突ノ場合各船舶ノ指揮者ハ其ノ船舶、乗組員及旅客(旅客アル場合)ニ危

險ナクシテ爲シ得ヘキ限リ左記各號ノ義務ヲ有ス

- (イ) 他船及其ノ船長、乗組員及旅客(旅客アル場合)ニ對シ衝突ヨリ生シタル危難ヲ救フ爲出來得ヘキ且必要ナル救助ヲ與フルコト

(ロ) 最早救助ノ必要アラサルコトヲ確ムル迄他船ノ附近ニ留マルコト

(ハ) 他船ノ船長又ハ指揮者ニ對シ自船ノ名稱、船籍港、出發港及到達港ヲ告グルコト

(二) 正當ノ事由ナクシテ本條ノ規定ニ違反シタル船長ハ起訴セラルヘキ罪ヲ犯シタルモノトス

- (三) 商船法第四百二十二條第二項ノ規定ニ拘ハラス二船間ノ衝突ノ場合ニ於テ其ノ衝突ハ同條ノ規定ニ違反シタル船長又ハ同船指揮者カ同條ノ規定ヲ遵守セサリシ事由ノミニ依リテ其ノ惡意アル行爲、懈怠又ハ過失ニ依リ惹起セシメタルモノト看做サス



第二百六十五條

(一) 濠洲在籍船舶又ハ沿岸貿易ニ從事スル英國船舶ノ船長ハ本法第四章ノ規定ニ依リ同船カ無線電信遭難呼出ヲ受ケタルトキハ左記各號ノ一ニ該當セサル限り全速力ヲ以テ遭難者ノ救助ニ赴クヘシ

- (イ) 船長カ同船ヨリ又ハ同船ノ爲ニ他ヨリ其ノ救助ヲ要セサルコトノ信號ヲ受ケタルトキ
- (ロ) 當時ノ特殊ノ事情ニ於テハ救助ニ赴クコト不可能、不合理又ハ不必要ナルトキ
- (二) 船長ハ本條第一項ノ規定ヲ遵守スルモ當該船長又ハ他ノ者ノ有スル救助權ニ影響ヲ及ホスコトナシ

(三) 本法ノ適用ヲ受クル船舶ノ船長カ他船ヨリノ無線電信遭難呼出ヲ受ケタルモ遭難者ノ救助ニ赴カサル場合ニ於テハ船長ハ必要アルトキハ呼出ヲ爲シタル同船舶ノ船長ニ對シ右行爲ヲ證スヘキ事實及理由ヲ即時通報シ又何レノ場合ニ於テモ公用航海日誌ニ右事實及理由ヲ記載スヘシ

(四) 本條ノ規定ヲ遵守セサル船長ハ起訴セラルヘキ罪ヲ犯シタルモノトス

第二百六十五條ノ二 本節ノ規定ハ船舶ノ過失ニ對シ責任ヲ有スル一切ノ人(船舶所有者ヲ除ク)ク之ヲ適用ス尤モ「船舶所有者」ト謂フ中ニハ此等ノ人ヲモ包含シ居ルモノトス 備船又ハ讓渡ノ爲又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ船舶所有者カ船舶ノ航海及取扱ニ關シ責任ナキ場合ニ於テハ本節ノ規定ハ船舶所有者ニ關スル事

項ハ備船者又ハ其ノ他ノ人カ責任ヲ有スル期間内此等ノ人ニ關スル事項ヲ以テ之ニ代ユルモノト之ヲ解釋スヘシ

第十二節 私人信號

第二百六十六條

(一) 船舶所有者ハ私人信號ヲ使用セント欲スルトキハ主務大臣ニ申請シ之ヲ登録スルコトヲ得大臣ハ右登録ヲ公表スルモノトス

(二) 大臣ハ右信號カ他ノ信號ト混同シ易キモノト認メタルトキハ之カ登録ヲ拒ムコトヲ得

(三) 削除

(四) 大臣ハ必要ト認メタルトキハ何時タリトモ右信號ノ登録ヲ取消スコトヲ得

第二百六十七條 何人モ

(イ) 登録セラレタル信號ハ氏名ノ登録セラレタル者ノ權能ニ依ル場合ノ外之ヲ使用スヘカラス又ハ

(ロ) 大臣ニ依リ登録ヲ取消サレタル信號ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

罰金 五十磅

第十三節 海難及航行危險ノ報告

第二百六十八條 船舶カ濠洲聯邦ノ港ニ向ケ航行中又ハ濠洲聯邦ノ領土又ハ領水内ニ於テ左記各號ノ一ニ



該當シタルトキハ船舶所有者又ハ船長ハ事件發生後又ハ濠洲ノ港ニ其ノ次回到着後二十四時間以内ニ規定セラタル形式ニ於テ規定セラレタル人ニ報告スヘシ

- (イ) 事件發生ノ爲人命ヲ損シ又ハ人ニ重傷ヲ生シタルトキ
- (ロ) 耐航力ヲ失ヒ又ハ機關ノ機能ヲ失フ惧アル損傷ヲ生シタルトキ
- (ハ) 他船ノ行動又ハ難破若ハ衝突ニ基ク重大ナル危難ニ遭遇シタルトキ
- (ニ) 座礁又ハ難破シタルトキ
- (ホ) 濠洲ノ港ヲ發航シテ再ヒ同一港ニ引返シタルトキ
- (ヘ) 燈臺船、浮標(Buoy)、立標其他ノ航路標識ニ衝突シ又ハ損傷セシメタルトキ

罰金 五十磅

第二百六十九條 濠洲聯邦在籍船舶又ハ英國船舶ニシテ其ノ最終ノ出發港トシテ知ラレタル港カ濠洲聯邦ノ港ナルトキハ何等カノ事情ニ依リ同船カ全損ニ歸シタルコトヲ推定シ得ヘキ理由アルトキハ船舶所有者又ハ代理人ハ出來得ル限り速ニ沈没及其ノ可能原因ニ關シ主務大臣ニ報告ヲ提出スヘシ

罰金 五十磅

第二百六十九條ノ二 濠洲聯邦在籍船舶又ハ沿岸貿易ニ従事スル船舶ノ船長カ其ノ航路又ハ航路ノ附近ニ

於テ航行ニ危険ナル流水、委棄船舶又ハ其ノ他ノ重大ナル危険ニ遭遇シ又ハ通報ヲ受ケタルトキハ

- (イ) 附近ノ船舶ニ對シ若シ無線電信ノ施設ヲ爲ス船舶ナルトキハ本法第四章ニ掲ケタル無線電信遭難呼出ヲ爲シ同章ノ規定ニ依リ必要ナル事項ヲ通信シ又同設ヲ爲サル船舶ニ在リテハ其ノ他ノ利用シ得ヘキ通信方法ニ依リ通報スルコト
- (ロ) 出來得ル限り速ニ規定セラレタル人ニ對シ規定セラレタル方法ニ於テ陸上ニ通報スルコトヲ要ス

罰金 五十磅

(二) 濠洲聯邦ノ管内ニ在ル無線電信局(濠洲聯邦ノ管治スル地域ニ於ケル局ヲ含ム)若ハ千九百十五年一千九百十九年無線電信法ニ基キ許可ヲ受ケ設立シ又ハ裝置シタル無線電信局ノ當事者ハ無線電信遭難呼出ヲ受ケタルトキハ他ノ局カ右通信ヲ受クルニ要スル充分ナル時間内ハ發信ヲ見合セ又主務大臣ヨリ要求アリタルトキハ其ノ命セラレタル方法ニ於テ通報ヲ爲スヘシ

(三) 本法第二項ノ規定 遵守ハ千九百十五年——千九百十九年無線電信法ニ基キ與ヘラレタル各免許ノ一條件ト看做ス

(四) 本條ノ規定ハ本法第四章ニ掲ケタル無線電信遭難呼出ノ發信ト抵觸スルモノト解釋セラル、コトナ



シ  
(五) 本條ノ規定ニ依ル流水、委棄船舶又ハ其ノ他ノ航海上ノ危険物ニ關スル通報ハ當該船舶ニ付テハ無  
料トス

### 第五章 旅客

第二百七十條 濠洲聯邦在籍船舶又ハ沿岸貿易ニ從事スル船舶ニ付一般ニ旅客ノ輸送ヲ定ムルニ必要ナル  
又ハ便利ナル事項特ニ左記各號ニ關スル事項ニ關シ規則ヲ設クルコトヲ得

- (イ) 艙裝品
- (ロ) 家畜ノ運送
- (ハ) 搭載セラルヘキ旅客ノ定員及旅客ニ對スル設備
- (ニ) 糧食、水、醫療設備及醫藥ノ検査
- (ホ) 衛生事項
- (ヘ) 操練
- (ト) 酒ノ販賣
- (チ) 旅客名簿
- (リ) 積載セラルヘキ貨物及貨物積載方法
- (ヌ) 乗組員ノ數

第二百七十一條 (一)



(イ) 濠洲聯邦ト定期航海ヲ爲ス外國航海ノ各船舶又ハ

(ロ) 成規ノ距離ヲ超ユル連續二港間ノ航海ニ従事スル各濠洲聯邦貿易船舶

ニシテ船内人員百人以上ヲ搭載スルモノハ航海中發生ノ惧アル傳染病患者及其ノ看護人ニ對シ適當ナル隔離ヲ爲シ得ヘキ様相當設備ノ病室ヲ備フヘシ

(二) 同設備ニハ必要ナル便所、衛生設備及其他成規ノ設備ヲ含ム

(三) 病室ハ可能ナル限り最上甲板後部又ハ端艇甲板ノ出來得ル限り後部ニ之ヲ設クヘシ

(四) 船舶所有者又ハ船長カ本條ノ規定ニ違反シテ船舶ヲ濠洲聯邦ノ港又ハ場所ニ入込マシメタルトキハ船舶所有者又ハ船長ハ罰セラルヘシ

罰金 (船長又ハ船舶所有者ニ對シ)百磅

第二百七十二條 左記各號ノ一ニ該當スル船舶ノ所有者又ハ船長ハ旅客ヲ其ノ目的港ニ送達シ之ニ要スル

費用ヲ負擔スルモノトス但シ旅客ノ申出ニ依リ其ノ支拂タル運賃カ返還セラレタルトキハ右責任ハ解除セラルヘシ

(イ) 旅客ヲ搭載スル船舶カ濠洲聯邦内ノ一港ヨリ他港ニ向ケ航行中ニ於テ難破シ又ハ航行不能ニ陥リ適當ノ期間内ニ航行ヲ續ケ得サルトキ

(ロ) 濠洲聯邦外ノ港ヨリ來航スル旅客搭載ノ船舶カ濠洲聯邦ノ沿岸ニ於テ難破シタルトキ

第二百七十三條 前件ノ事項ニ於テ本法本章ノ規定ニ基キ右航海ヲ爲サシムヘキ又ハ右運賃ノ支拂ヲ爲スヘキ若ハ其ノ他危難ニ關シ責ヲ負フヘキ本法本章ノ責任者ニ依リ航海、旅費又ハ賠償金ニ關シテ作成セラレタル保險證券ハ右危難又ハ利害ノ性質カ該保險證券ノ目的ニ包含セラル、モノト認メラレタル理由ニ依リ無効トナルコトナシ

第二百七十四條 (一) 船舶所有者ハ本章ノ規定違反ニ關シ同所有者ト其ノ他ノ本章責任者ト同様ニ終局ニ責任アル者トス但シ別段ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス

(二) 本法本章ノ規定ニ依リ旅客ニ對シ又ハ旅客ノ爲ニ金錢ヲ支拂フヘキ責任ヲ負ハシメラレタル者若ハ本法本章ノ要求ニ對スル所有者側ノ違反ニ基ク事犯ニ付料ニ處セラレタル者ハ何人モ別段ノ契約ナキ限り支拂ヲ爲シタル右金額ハ費用ヲ併セ船舶所有者ニ請求シテ拂戻ヲ受クヘキ權利ヲ有ス

第二百七十五條 別段ノ定アル場合ヲ除キ又ハ避クヘカラサル必要アル場合ニ非サレハ旅客ハ其承諾ナクシテ上陸契約ノ場所以外ノ港ニ下船セシメラル、コトナシ

罰金 (船長又ハ船舶所有者ニ對シ)五十磅

第二百七十六條 本法本章ノ規定ハ旅客其ノ他ノ者ノ爲メニ旅客其ノ他ノ者ト船長、備船者、船舶所有者



若ハ其ノ代理人トノ間ニ爲サレタル契約ノ違反又ハ不履行ノ場合ニ於テ旅客又ハ其ノ他ノ者ノ有スヘキ法律上ノ權利ヲ剝奪又ハ拘束スルコトナシ

第二百七十七條 何人モ虚欺不實ノ代理又ハ詐僞手段ニ依リ或ル者ノ乗船ヲ豫約スヘカラス

罰金 二十磅

第二百七十八條 (一) 船舶ニ於テ旅客其ノ他船内ニ在ル者ハ機關又ハ艙裝品ノ何レノ部分ニ付テモ故意ニ之ヲ妨ケ又ハ傷クヘカラス又船長又ハ乗組員ノ職務ノ履行ヲ妨害スルコトヲ得ス

(二) 船長其ノ他職員並此等ニ依リ助力ヲ求メラレタル總テノ者ハ本條ニ違反シ船長ハ職員ニ於テ其ノ住所氏名不明ナル者ヲハ令狀ナクシテ抑留スルコトヲ得且法律ノ處分ヲ受ケシムル爲成ルヘク至急ニ即決裁前所ニ同人ヲ引渡スヘシ

(三) 本條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ船舶所有者ノ使用人ヨリ要求アリタルトキハ眞實ノ住所氏名ヲ告クルコトヲ要ス

罰金 二十磅

第二百七十九條 (一) 船長ハ酩酊其ノ他ノ理由ニ依リ乗客ニ對シ迷惑又ハ妨害ヲ與フル如キ状態ニ在ル者又ハ之ヲ行フ者ノ乗船ヲ拒絶スルコトヲ得又斯ル者船内ニ在ルトキハ船長ハ同人ノ船賃(既ニ支拂タル

場合)ヨリ同人カ乗船港ヨリ運送セラレタル距離(既ニ運送セラレタル場合)ニ對スル適當ナル金額ヲ控除シ殘額ヲ同人ニ拂戻シタル後濠洲聯邦ノ主要港(規則ニ依リ定メラレタルモノ)ノ一ニ同人ヲ上陸セシムルコトヲ得

(二) 船長ハ船内ニ在ル者ノ健康又ハ安全ヲ害フ惧アル病氣ヲ有スル疑アル者ノ乗船ヲ拒絶スルコトヲ得

第二百八十條 (一) 何人モ狂人ノ乗船ヲ豫約シ又ハ船賃ヲ支拂ヒ若ハ旅客トシテ狂人ヲ船内ニ件ヒ又ハ送致スルコトヲ得ス但シ船舶所有者、船長又ハ代理人ニ狂人ナルコトヲ告ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

罰金 五十磅

(二) 本條ニ於テ狂人トハ精神ニ異常アル者及本條ノ違反者ヲ告發シ得ヘキ權能ヲ有スル者ニ於テ狂人又ハ精神ニ異常アル者ト認ムル者ヲ包含ス

第二百八十一條 何人モ

(イ) 酩酊、不行違又ハ病氣ノ爲若ハ其ノ正當ナル理由ニ依リ船賃(既ニ支拂タル場合)ノ拂戻ヲ受ケ船舶所有者又ハ其ノ使用人ヨリ乗船ヲ拒絶セラレタル後船舶ニ乗込ムヘカラス又

(ロ) 本法第二百七十九條ノ規定ニ依リ船長ヨリ下船ヲ命セラレ同條ニ現定セラル、通り船賃ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ受ケタルトキハ下船ヲ拒ムヘカラス若ハ



(ハ) 旅客ノ防害ヲ爲コトヲ得ス

罰金 五磅

第二百八十二條 (一) 何人モ

(イ) 船舶カ滿員ノ爲船舶所有者又ハ其ノ使用人ヨリ乗船ヲ拒絶セラレ且其ノ船賃(既ニ支拂タル場合)ノ拂戻ヲ受ケタルトキハ船舶ニ乗込ムヘカラス又ハ

(ロ) 船舶カ滿員ノ爲船長又ハ其ノ他ノ職員ヨリ下船ヲ命セラレタルトキハ船舶カ其ノ者ノ乗船シタル

場所ヲ去ル以前ニ於テ且船賃(既ニ支拂タル場合)ノ拂戻ヲ受ケタル後下船ヲ拒ムヘカラス又

(ハ) 豫メ船賃ノ支拂ヲ爲サス且支拂ヲ免ル、意志ヲ以テ船舶ニ乗込ミ渡航スヘカラス又

(ニ) 若干距離ニ對シ船賃ヲ支拂ヒタルトキハ豫メ超過シタル距離ニ對シ超過シタル船賃ノ支拂ヲ爲サ

ス且其ノ支拂ヲ免ル、意志ヲ以テ故意ニ該距離ヲ超エ乗船スヘカラス又

(ホ) 船賃支拂濟ノ目的地ニ到達シタルトキハ故意ニ又ハ惡意ヲ以テ船内ニ止マルヘカラス又

(ヘ) 船舶職員カ船賃ノ支拂若ハ船賃支拂濟ヲ證スヘキ乗船券又ハ領收證ノ提示ヲ要求シタルトキハ之

ヲ拒ムヘカラス

(ト) 旅客又ハ乗組員ニ非サル者ハ船舶ノ職員ヨリ下船ヲ要求セラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

罰金 五磅

(二) 本條ノ規定ニ基ク罰金ハ違反者ノ支拂フヘキ賃金ノ徵收ヲ妨クルコトナシ

第二百八十三條 (一) 濠洲聯邦ノ港ヨリ濠洲聯邦外ノ港ニ又ハ濠洲外ノ港ヨリ濠洲聯邦ノ港ニ旅客ヲ輸送

スル英國船舶又ハ外國船舶ノ船長ハ規定セラレタル人ニ對シ現定セラレタル方法ニ於テ旅客ニ關シ成規ノ形式及細目ヲ備フル正確ナル報告書ヲ提出スヘシ

罰金 二十磅

(二) 旅客ハ右報告書ノ作成ニ付船長ヨリ要求アリタルトキ通告ヲ與フルコトヲ拒ミ又ハ船長ヲシテ右報告書ニ虛欺ノ記載ヲ爲サシムヘカラス

罰金 二十磅



## 第六章 沿岸貿易

第二百八十四條 本法本章ハ他ニ規定ナキ限り總テノ船舶ニ之ヲ適用ス（英國船タルト外國船タルトヲ限ラス）

第二百八十五條 本法本章施行ノ日ハ告示ヲ以テ之ヲ定ム、但本法施行ノ日ヲ定ムルモ同告示ニ於テ本章モ同日ヨリ施行スル旨ヲ明示スルニ非サレハ其日ヨリ施行スルコトナシ

第二百八十六條 (一) 聯邦或ハ聯邦ノ屬領地ノ一港ト又ハ各港間ニ於テ爲ス沿岸貿易ニ關シ

(イ) 當該貿易ニ從事スヘキ特許船(Licensed ship)ナキトキ或ハ

(ロ) 當該一港又ハ各港ノ必要ニ鑑ミ特許船カ其貿易ニ從事スルコトハ不適當ナリト認め

且特許セラレサル船舶カ當該貿易ニ從事スルコトヲ免許スル(Permit)コトカ公益上望マシキモノナリト認ムルトキハ主務大臣ハ無條件ニ若ハ適當ノ條件ヲ附シテ特許セラレサル船舶ヲシテ其貿易ニ從事スルコトヲ得シムル免許證ヲ下附スルコトヲ得

(二) 右免許證ニ掲ケラルル船舶カ免許證ニ明記セラレタル或一港へ若ハ或一港ヨリ又ハ數港間ニ於テ爲ス貨客ノ運送ハ沿岸貿易ニ從事スルモノト看做サス

(三) 本條ニ依リ下附セラレタル免許證ハ一航海ニ限り効力ヲ有スルカ又ハ繼續的ノモノト爲スコトヲ得



(四) 主務大臣ハ繼續的免許證ヲ取消サントスル旨ヲ其船舶ノ船長、所有者又ハ代理人ニ對シ六月前ニ豫告シテ之ヲ取消スコトヲ得

(五) 主務大臣ハ本條ニ依ル免許ヲ與ヘ又ハ免許取消ノ豫告ヲ爲シタルトキハ十四日以内ニ其旨ノ細目ヲ官報ニ公示スヘシ

第二百八十七條 (一) 英國領土ノ政府以外ノ政府ヨリ直接又ハ間接ニ現ニ補助金若ハ割戻金(bonus)ヲ受クル船舶又ハ契約ニ基キ之ヲ受クヘキモノ又ハ最近十二ヶ月間ニ之ヲ受ケ居タリシモノハ沿岸貿易ニ從事スルヲ得ス

罰金(船長、所有者又ハ代理人ニ對シ)五百磅

(二) 實際從事シタル郵便物、旅客又ハ貨物ノ運送ニ對シ單ニ實際市場ノ賃率ニ從ヒテ爲シタル支拂ハ本條ニ謂フ補助金若ハ割戻金ト認メス

第二百八十八條 (一) 特許セラレサル船舶ハ沿岸貿易ニ從事スルヲ得ス

罰金(船長、所有者又ハ代理人ニ對シ)五百磅

(二) 船舶ニ對スル沿岸貿易ノ特許證ニ別ニ定ムル所ニ從ヒ三年ヲ超エサル期間ヲ附シテ之ヲ與ヘ且別ニ定ムル手續ニ依リ之ヲ下附ス

(三) 特許證ハ船舶、船長、所有者並代理人ニ於テ沿岸貿易ニ從事スル期間左ノ各條項ヲ遵守スル條件ノ下ニ之ヲ與フ

(イ) 當該船舶ニ雇入レラレタル海員ニ本法ニ從フ給料ヲ支拂フコト

(ロ) 外國船舶ニ在リテハ濠洲ニ置籍スル若ハ沿岸貿易ニ從事スル英國船舶ノ場合ト同數ノ職員及海員ヲ乗組マシメ且同等ノ常用室ヲ設備スルコト

(ハ) 旅客用ノ文庫ヲ備ヘ一海員並見習ノ爲メニハ特ニ其設備ナキ場合ハ海員並見習ハ旅客ニ對スル書籍貸出ニ關シテ定ムル所ト同一條件ニテ其文庫ヨリ書籍ヲ借り得ルコトトスルコト

罰金 (所有者ニ對シ)十磅

(四) 前項ノ各條件ノ一ニ違フトキハ本法ニ違反シタルモノトス

(五) 特許證ヲ與フニ先立チ主務大臣ハ船長、所有者賃借人又ハ代理人ヨリ特許ノ條件及本法本章ノ規定ノ遵守ニ關シ適當ト認ムル保證ノ提出ヲ要求スルコトヲ得

(六) 總督ハ若シ前ニ掲クル條件ノ違背アリト認ムルトキハ規定ノ刑ノ外ニ又ハ其刑ニ代ヘテ特許證ヲ取消スコトヲ得

(七) 船長、所有者又ハ代理人ニ對シ特許取消ニ對スル反對理由ヲ示ス機會ヲ與ヘスシテ之ヲ取消スコト



ヲ得ス

- 第二百八十九條 (一) 沿岸貿易ノ一部ニ從事スル船舶ニ雇入レラル海員ハ其地方ノ沿岸貿易船ノ海員ニ對スル濠洲ニ於ケル當時ノ一般賃率ニ從ヒ該船舶カ之ニ從事スル期間ニ對スル給料ノ支拂ヲ受クル權利ヲ有シ之ニ對シ訴訟ヲ提起シテ之ヲ回收スルコトヲ得但正當ナル差引ニ服セサルヘカラス
- (二) 濠洲以外ノ土地トノ貿易ニ從事スル船舶ニ在リテハ本條ニ依リ海員カ受取ルヘキ權利ヲ有スル給料ハ該船舶カ濠洲ヲ出帆スルニ先立チ支拂フヘシ而シテ船長ハ濠洲ノ最終寄港地ヲ出發ノ際收稅吏ノ要求スル右支拂ノ證據書類ヲ提出スヘシ
- (三) 濠洲以外ノ土地トノ貿易ニ從事スル英國船舶ニシテ英國領土内ノ地ヲ終點港トスル航海ニ從事スル場合ニ於テハ主務大臣ハ該船舶カ沿岸貿易ニ從事スル期間中之ニ雇入レラル海員カ本法本章ニ基キ支給セラルル權利ヲ有シ又ハ有スルニ至ルヘキ給料ヲ其雇止ニ際シ支拂ハルルコトヲ保證スルカ爲メ該船舶ノ所有者船長又ハ代理人ニ對シ擔保ヲ要求シ之ヲ受領シ且擔保狀ニ記載セラルル者若ハ官廳ニ對シ航海終了後定メラレタル時期ニ於テ右支拂カ爲サレタルコトノ充分ナル證明書ノ提出ヲ命スルコトヲ得
- (四) 大臣カ前項ニ基ク擔保ヲ受領シタル場合ニ於テハ船舶及其船長ハ本條第二項ニ依ル要求ヲ受クルコ

トナシ

- 第二百九十條 (一) 英國船舶ニ雇入レタル海員カ濠洲ニ於テ雇入レタルモノニ非サルトキハ船長ハ該船舶カ沿岸貿易ニ從事スルニ先立チ監督官ノ面前ニ於テ沿岸貿易ニ從事中其海員ニ支拂ハルヘキ給料ヲ定メタル契約書ニ裏書ヲ爲シ又ハ覺書ヲ作製スヘシ右ノ裏書又ハ覺書ハ監督官カ之ニ署名シタルトキハ船長及海員間ノ契約トシテ効力ヲ有ス
- (二) 原契約ニ於テ海員カ濠洲ニ於ケル一般ノ率ヨリモ高キ給料ヲ受取ルヘキ權利ヲ有セシトキハ該船舶カ沿岸貿易ニ從事スル期間中右高率給料ヲ取消スヘキ海員ノ權利ハ本條ニ依リ影響ヲ受クルコトナシ

- 第二百九十一條 (一) 濠洲若ハ濠洲以外ノ土地ニ於テ締結セラレタル契約書中ノ約定ハ本章ニ基ク海員ノ權利ヲ制限若ハ毀損スルコトナシ
- (二) 海員カ其乗組船舶カ沿岸貿易ニ從事スル間ニ高率ノ給料取得ノ權利ヲ有スルヲ理由トシテ
- (イ) 濠洲以外ニ於テ取得スル給料ヨリ差引ヲ爲シタルトキ又ハ
- (ロ) 濠洲以外ニ於テ同種類ノ航海ニ於ケル普通給料率ヨリ低率ナル給料ノ支拂ヲ受クルトキハ其海員ハ該船舶カ沿岸貿易ニ從事中本法本章ニ依リ給料ヲ支拂ハサルモノト看做ス



第二百九十二條 沿岸貿易ニ従事スル海員ヲ拘束シ且之ニ適用スル和解及仲裁ノ聯邦裁判所ノ判決又ハ沿岸貿易ノ或場所ニ於テ雇入レラルル海員ノ濠洲ニ於ケル普通給料率ニ對スル右裁判所ノ書記若ハ書記補ノ證明書ハ此等ノ給料率ヲ推定スル證據タルヘシ

第二百九十三條 沿岸貿易ニ従事スル船舶ノ船長所有者及代理人ハ該船舶ニ依ル並該船舶ニ關スル本法本章ノ規定ノ遵守ニ就キ連帶及單獨ニ責任ヲ有シ該船舶ニ依ル若ハ該船舶ニ關スル本法本章ノ不履行若ハ違反ニ對シ本法規定ノ罰金ヲ負擔スル責任ヲ有ス而シテ刑罰ノ規定ナキ場合ニ在テハ右不履行若ハ違反ニ對シ一百磅ヲ超エサル罰金ニ處セラレ且犯罪ヲ犯シタル船舶ハ總督ニ依リ沿岸貿易ニ從事スル資格ヲ剝奪セラルヘシ

### 第七章 海難物及救助

#### 第一節 解釋

第二百九十四條 本法本章ニ於テハ他ニ異ナル解釋ヲ採ル要求ナキ限リ

「海難物」(wreck)ハ海岸又ハ海水ノ中又ハ上ニ於テ發見セル投荷、浮荷、沈荷、並漂流物及難破座礁又ハ遭難シタル船舶ヨリ離レタル又ハ其船舶ニ屬スル凡ユル物品並貨物及其船舶ノ船体、機械及艤裝品ノ部分ヲ含ム

「救助料」(salvage)ハ救助作業ノ實行上救助者カ支出シタル凡テノ相當ナル費用ヲ含ム  
「管理人」(receiver)トハ主務大臣ニヨリ指定セラレタル地方ノ海難物管理人トシテ任命セラレタル者ヲ謂フ

第二百九十五條 本法本章ノ施行ハ他ノ法律ニ依リテ與ヘラレタル稅關ノ權限ヲ縮少シ又ハ之ニ干渉スルコトナシ

#### 第二節 海難物

##### 遭難船舶



第二百九十六條 (一) 濠洲ノ沿岸若ハ其附近又ハ濠洲ノ領水内ニ於テ船舶カ難破、座礁又ハ遭難シタルトキハ當該地方ノ管理人ハ其地點ニ赴キ到着後其處ニ居合セタル凡テノ者ヲ指揮シ各人ニ對シ該船舶、該船舶ニ屬スル者(本法本章ニ於テハ遭難船舶搭乗者 [shipwrecked person] ト稱ス)ノ生命及海難物ノ保存上適切ナル方策ヲ與フヘシ但管理人ハ船長ノ要求ナキ限り其實行ニ關シ右船舶ノ船長並乗組員ノ間ニ干渉ヲ加フヘカラス

(二) 何人ト雖モ故意ニ管理人ノ指揮ニ反抗スヘカラス  
罰金 五十磅

第二百九十七條 (一) 管理人ハ遭難船舶搭乗者又ハ海難物ノ保存ノ爲メニ

(イ) 必要ト認ムル者ニ援助ヲ求メ

(ロ) 附近ニ在ル船舶ノ船長ニ其ノ權力ノ下ニアル船員及船舶ヲ以テ援助ヲ爲スヘキコトヲ要求シ

(ハ) 附近ニ在ル運搬車又ハ牽引用ノ動物ノ使用ヲ要求スルコトヲ得

(二) 何人ト雖モ正當ノ理由ナクシテ右要求ノ遵守ヲ拒ムコトヲ得ス

罰金 百磅

第二百九十八條 (一) 船舶カ難破、座礁若ハ遭難シタルトキハ其船舶ニ對スル救援、遭難船舶搭乗者ノ生

命ノ救助又ハ海難物ノ救助ヲ爲ス爲メニハ何人ト雖モ若シ同一程度ニ便益ナル公ノ通路ナキ場合ハ運搬車若ハ牽引用ノ動物ヲ使用セスシテ如何ナル地面ヲモ自由ニ往復スルコトヲ得然レトモ出來得ル限り損害ヲ少ナカラシムル様之ヲ爲スヘシ又同一條件ノ下ニ如何ナル地面ニモ海難物ヲ推積スルコトヲ得

(二) 本章ニ依リテ與ヘラレタル權利ノ實行ニ依リテ生シタル損害ハ右損害ヲ生セシメタル又ハ損害ノ發生ニ關連アル海難物之ヲ負擔ス而シテ其損害ニ對シテ支拂フヘキ賠償額ハ海難救助ノ場合ト同一方法ニ依リテ決定セラレ且回收セララルヘシ

(三) 何人ト雖モ

(イ) 本條ニ依リ與ヘラレタル權利ヲ實行スル者ヲ妨害スヘカラス

(ロ) 地面ニ海難物ヲ推積スルヲ妨害スヘカラス

(ハ) 海難物カ安全ナル場所ニ移轉セラルル迄推積ノ儘留置セララルヲ妨害スヘカラス

罰金 百磅

第二百九十九條 (一) 船舶カ難破、座礁若ハ遭難シタルトキハ掠奪ヲ行ヒ秩序ヲ紊シ又ハ船舶、遭難船舶

搭乗者若ハ海難物ノ保持ヲ妨クル者アルトキハ管理人ハ之ヲ捕縛セシムルコトヲ得

(二) 管理人ハ右ノ如キ掠奪、秩序紊亂又ハ妨害ヲ壓服スル爲メ實力ヲ用フルコトヲ得且居合セタル凡テ



ノ者ニ對シ其實行ニ關シ援助スヘキコトヲ命スルコトヲ得

(三) 或者カ管理人又ハ管理人ノ命令ノ下ニ行動シツツアル者ニ對シ其職務ノ執行中低抗シタルカ爲メニ殺害セラレ不具者トナリ又ハ傷痍ヲ被リタリトスルモ加害者ハ其殺害傷痍ノ爲メニ刑罰ヲ加ヘラルルコトナク又損害ヲ賠償スルノ要ナシ

第三百條 (一) 若シ管理人在ラサルトキハ次順位者(上順位者在ラサルトキハ夫々指定セラレタル順位ニ從フ)即國王又ハ聯邦ノ收稅官、警察官、裁判官又ハ陸海軍現役士官ハ管理人ノ權限ニ屬スル凡テノ行動ヲ執ルコトヲ得

(二) 管理人ニ代リテ行動スル者ハ海難物ニ關シテハ管理人ノ代理ト看做サレ海難物ヲ其保管ノ下ニ置クコトヲ得然レトモ上述ノ如ク行動スルニモ拘ラス其本來有スル救助權ヲ奪ハルルコトナシ

第三百一條 (一) 船舶カ濠洲ノ範圍内ニ於テ難破、座礁若ハ遭難シタルトキハ管理人一若シ管理人在ラサルトキハ收稅官又ハ裁判官ハ次ノ各項ニ關シ陳述ヲ爲シ得ル者ヲ宣誓ノ上訊問スヘシ、即

- (イ) 船種及船名
- (ロ) 船長及船舶所有者ノ氏名
- (ハ) 荷主ノ氏名

(二) 發着港

- (ホ) 船舶ノ難破、座礁又ハ遭難ノ原因
- (ヘ) 其後執リタル手段及
- (ト) 其他船舶、載貨ニ關シ訊問者ノ必要ト認ムル事項

(二) 訊問ヲ行フ者ハ證據ヲ書類ニ認メ主務大臣並稅關收稅官ニ其寫各一通ヲ送致スヘシ大臣及收稅官ハ閱覽所ニ之ヲ備ヘ閱覽ニ供スヘシ

(三) 訊問ヲ行フ者ハ訊問ノ爲メニ本法ニ基キ大臣ノ有スル凡テノ權限ヲ有ス

海難物ノ分配

第三百二條 何人モ

- (イ) 濠洲ノ領域内ニ於テ海難物ヲ發見又ハ占有シタルトキ或ハ
  - (ロ) 濠洲以外ニ於テ海難物ヲ發見又ハ占有シ濠洲ノ領域内ニ持チ來リタルトキハ
- 海難物ヲ發見若占有シタル旨ヲ述ヘ且海難物ナルコトヲ認知シ得ル特徴ヲ敍ヘテ管理人ニ報告ヲ爲スヘシ

罰金 百磅



第三百三條 (一) 何人ト雖モ海難物ノ所有者ニアラサル限リ其占有ヲ繼續シ又ハ管理人若ハ管理人ヨリ權

限ヲ附與セラレタル者ノ要求アルトキハ其ノ提出ヲ拒ムコトヲ得ス

罰金 百磅

(二) 管理人又ハ管理人ニ依リ權限ヲ附與セラレタル者ハ海難物ノ提出ヲ拒ム者ヨリ實力ヲ以テ之ヲ取得スルコトヲ得

第三百四條 管理人海難物ヲ取得シタルトキハ四十八時間以内ニ最寄稅關構内ニ海難物ノ項目及其特徵ヲ

揭示スヘシ

第三百五條 (一) 管理人ノ手中ニ在ル海難物ノ所有者ハ管理人カ該海難物ヲ取得シタル時ヨリ一年以内ニ

管理人ノ必要ト認ムル請求權利證明ヲ爲シ救助料、手数料其他ノ費用ヲ支拂ヒテ當該海難物又ハ管理人

ニ提出シアリタル海難物ノ賣却代金ヲ取得スル權利ヲ有ス

(二) 濠洲ノ沿岸又ハ其附近ニ於テ遭難セル外國船舶ノ海難物カ濠洲ノ沿岸又ハ其附近ニ於テ發見セラレ

又ハ濠洲ノ一港ニ持チ來サレタルトキハ其船舶ノ屬スル國又貨物ノ場合ニ在リテハ其所有者ノ屬ス

ル國ノ領事ハ荷主及荷主ノ代理人不在ナルトキハ當該貨物ノ管理並處分ニ關スル限リニ於テハ所有

者ノ代理ト看做サル

第三百六條 (一) 管理人ハ左ノ場合ニ於テ何時ニテモ其保管ニ屬スル海難物ヲ賣却スルコトヲ得

(イ) 價格五磅未滿ノモノト認ムルトキ或ハ

(ロ) 保存スヘカラサル状態又ハ性質ノモノト認ムルトキ又ハ

(ハ) 保管料ヲ支拂フ充分ノ價值ナシト認ムルトキ

(二) 賣却代金ハ賣却ニ要シタル費用ヲ支拂ヒタル後其海難物ヲ賣却セスシテ留置スル場合ト同一ノ目的

ヲ以テ且同一ノ請求權權、利及責任ニ從ヒテ管理人ノ之ヲ保存スヘシ

第三百七條 (一) 海難物ニ關スル費用ニ關シテハ次ノ規定ヲ適用ス

(イ) 管理人カ職務ノ執行ニ際シ支出シタル相當ナル凡テノ費用ハ救助ヲ與ヘラレシ船舶ノ所有者ヨリ

略式手續ヲ以テ之ヲ回收ス

(ロ) 管理人ハ此等ノ費用ノ回收ニ關スル凡テノ他ノ權利及賠償ノ外ニ救助者カ救助ニ關シテ有スルト

同一ノ權利及賠償ヲ有ス

(ハ) 右ノ費用ニ關シ爭アルトキハ主務大臣之ヲ決定シ最終裁決トス

(ニ) 右救助作業ニ關シ管理人カ受領スル凡テノ金錢ハ國際整理基金中ニ拂込ムモノトス

請求ナキ海難物



第三百八條 聯邦ハ濠洲ニ於ケル凡テノ海難物ヲ取得ス

第三百九條 濠洲ニ於テ發見セラレ又ハ濠洲ニ持來サレタル海難物ニシテ管理人ノ保管ニ屬スルモノニ付其ノ所有者カ管理人ノ所有ニ歸シタル後一ケ年以内ニ請求ヲ爲ササルトキハ管理人ハ之ヲ賣却シ其ノ賣却代金(賣却ノ費用及其ノ他同人ノ支拂ヒタル費用ヲ控除シ且主務大臣ノ命スル通り又ハ成規ノ通り救助費用ヲ救助者ニ支拂ヒタル殘額)ヲ國債整理基金ニ拂込ムヘシ

第三百十條 本法本章ノ規定ニ從ヒ管理人ハ總テノ責任ヲ免除セラルルモノトス但シ右免除ハ海難物ニ對スル權利又ハ所有權ニ關スル第三者ノ提起シ得ヘキ訴訟ニ障礙又ハ影響ヲ及ホスコトナシ

第三百十一條 (一) 海難物ノ所有權ニ付爭ヲ生シタルトキハ救助ニ關スル係争ノ場合ト同一方法ニ於テ之ヲ決定スルコトヲ得

(二) 若シ係争當事者カ前項ノ方法ニ依リ決定セラルルコトヲ欲セサルトキハ管轄裁判所ニ於テ其ノ所有權ヲ設定スヘキ手續ヲ採ルコトヲ得

#### 海難物ニ關スル罪

第三百十二條 濠洲ノ沿岸附近ニ於テ座礁、遺棄又ハ其ノ他ノ海難ニ遭遇シタル船舶若ハ發見セラレタル海難物ヲ濠洲以外ノ場所ニ持來シ且之ヲ賣却スル人ハ起訴セラルヘキ罪ヲ犯シタルモノトス

第三百十三條 (一) 何人ト雖船長ノ許可若ハ本法又ハ一切ノ法律ノ權能ナキ限り難破又ハ座礁者ハ遭難セラル船舶ニ乗込ムヘカラス

罰金 五十磅

(二) 船長ハ本法ノ規定ニ違反スル行爲ヲ爲ス者ノ乗船ヲ強制的ニ拒絶スルコトヲ得

第三百十四條 何人ト雖

(イ) 座礁シ又ハ困難ニ陥リタル船舶若ハ難破シタル船舶ノ救助ヲ妨クヘカラス

(ロ) 海難物ヲ隱蔽シ若ハ其ノ目標ヲ損傷又ハ除去スヘカラス

(ハ) 惡意ヲ以テ海難物ヲ移動スルコトヲ得ス

刑罰 百磅並同犯罪人カ法律ニ依リ罰セラルヘキ其ノ他ノ各刑罰ヲ科ス

#### 第三節 救助

第三百十五條 (一) 濠洲領水内ニ於テ總テノ船舶ニ付人命ノ救助ヲ爲シタルトキ若ハ其ノ他ノ場所ニ於テ英國船舶ニ付人命ノ救助ヲ爲シタルトキハ救助ヲ受ケタル船舶、積荷又ハ艤裝品ノ所有者ハ救助者ニ對シ係争ノ場合ハ以下掲ケタル方法ニ於テ決定セラルヘキ正當ナル救助料ヲ支拂フヘシ

(二) 人命ノ救助ニ關スル救助料ハ船舶所有者ニ依リ支拂ハルル場合ニ於テハ其ノ他ノ救助料ニ關スル一



切ノ請求ニ對シ優先的ニ支拂ハルルモノトス

第三百十六條 總督ハ英國ノ管轄區域外ノ場所ニ於テ外國船舶ニ付人命ノ救助ヲ爲シタル勞力ニ對スル救助料カ濠洲ノ裁判所ニ於テ支拂ハルヘキコトヲ同船舶所屬ノ外國政府ニ於テ欲スルモノト認メタルトキハ一切ノ條件及制限ニ從フコトヲ條件トシテ人命救助料ニ關シ本章ノ規定ヲ適用スルコトヲ命令スルコトヲ得從テ此等ノ規定ハ右勞力ニ付テハ英國ノ管轄區域内ニ於テ船舶ヨリ人命ノ救助ヲ爲シタル場合ト同様ニ適用セララルモノトス

第三百十七條 濠洲ノ沿岸附近ニ於テ若ハ濠洲ノ潮水區域 (tidal water) 内ニ於テ難破又ハ座礁シ若ハ困難ニ陥リタル船舶ノ救助ニ付テハ船舶所有者ヨリ正當ナル救助料ヲ救助者ニ支拂フヘシ若シ右救助料ニ付爭ヲ生シタル場所ニ於テハ以下掲ケタル方法ニ於テ之ヲ決定スルモノトス

第三百十七條ノ二 (一) 船長ハ船舶、乗組員及旅客(若シ搭載シタル場合)ニ重大ナル危険ナクシテ爲シ得ル限り海上ニ於テ生命ヲ失フヘキ危険ニ頻スル者ハ英國王ト交戰中ノ外國ノ臣民ト雖之ヲ救助スルコトヲ要ス

- (二) 本條ノ規定ニ違反シタル船長ハ起訴セララルヘキ罪ヲ犯シタル者トス
- (三) 本條ノ規定ニ對スル船長ノ遵守ハ同船長ノ權利又ハ其ノ他ノ救助者ノ權利ニ影響ヲ及ホスコトナシ

#### 第四節 救助料ノ訴訟手續

#### 第三百十八條

(一) 人命又ハ財産ニ關スル救助料ニ付救助者ト船舶又ハ海難物ノ所有者トノ間ニ生シタル爭ハ別ニ協定セラレサルトキハ左ノ場合ニ於テハ略式手續ヲ以テ決定セララルモノトス

(イ) 係爭當事者カ同意シタル場合

(ロ) 救助セラレタル財産ノ價格カ一千磅ヲ超過セサル場合

(ハ) 請求金額カ三百磅ヲ超過セサル場合

(二) 前項ノ規定ヲ條件トシ救助ニ關スル係爭ハ洲ノ上級裁判所ニ依リ之ヲ決定スルコトヲ得但シ請求人カ同裁判所ニ於テ三百磅ヨリ多額ノ支拂ヲ受ケサルトキハ同裁判所カ該件ハ各式ニ非サル方法ニ於テ審理セララルニ適スルモノト證明スルニ非サレハ同裁判所ノ許可スル費用 (costs) ノミノ支拂ヲ受クヘキ權利ヲ有ス右費用ハ下級裁判所ニ該件ヲ起訴シタル場合ニ於テ普通許可セララルヘキ程度ノ正當ナル費用ヲ超過セサルモノトス

(三) 略式手續ヲ以テ決定セララルヘキ救助料ニ關スル係爭ハ洲ノ民事區裁判所、區裁判所又ハ地方裁判所ニ依リ之ヲ載決スルコトヲ得

(四) 救助料ニ關スル係爭ハ救助者又ハ救助セラレタル財産ノ所有者若ハ其ノ何レカノ代理人ノ申請ニ依



リ之ヲ決定スルコトヲ得

第三百十九條

(一) 略式手續ヲ以テ決定セラルヘキ救助料ニ關スル係争ハ

(イ) 同係争カ海難物ニ關スル場合ニ於テハ海難物ノ發見セラレタル場所ヲ管轄スル裁判所ニ附託セラ  
ルヘシ

(ロ) 同係争カ船舶、積荷又ハ艤裝品ノ救助若ハ同船舶ニ付人命ノ救助ヲ爲シタル勞力ニ對スル救助料

ニ關スル場合ニ於テハ其ノ船舶ノ所在地若ハ救助料ノ請求セラルル事件ノ發生後初メテ其ノ船舶

ノ入港シタル濠洲内ノ港ヲ管轄スル裁判所ニ附託セラルヘシ

(二) 救助料ニ關スル係争ノ略式裁判ヲ附託セラレタル裁判所ハ右係争ヲ決定スヘキ目的ノ爲評價人 (assessor)

トシテ専門家ヲ召喚シテ其ノ助力ヲ受クルコトヲ得又右評價人ニ對シテハ審判費用ノ一部トシテ主  
務大臣ノ命スル所ニ依リ金額ヲ支給スヘシ

第三百二十條

(一) 救助料ニ關スル係争カ本法ニ規定セラルル方法ニ於テ略式手續ヲ以テ決定セラレタル

場合ニ於テ當事者カ右決定ニ不服ナルトキハ洲ノ上級裁判所ニ抗告スルコトヲ得但シ係争金額カ百磅ヲ  
超過セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

(二) 抗告人ハ略式手續ヲ以テ事件ヲ決定シタル裁判所ノ判決後三十日以内ニ於テ上級裁判所ノ慣習ニ從

ヒ告訴ニ必要ナル手續ヲ爲スヘシ

第三百二十一條

(一) 救助料ニ付争ヲ生シタル場合ニ於テハ該地方ノ管理人ハ各當事者ノ申請ニ依リ請求

セラレタル事項ニ關シテ財産ノ評價ニ付評價人ヲ選定スルコトヲ得管理人ハ兩當事者ニ評價寫ヲ交付ス  
ヘシ

(二) 評價人ニ依リ署名セラレ且真正ノ寫トシテ管理人ノ證明ヲ受ケタル評價寫一通ヲ審理ノ際ニ於ケル

證據ノ爲發給スヘシ

(三) 右評價人ニハ主務大臣ノ命スル所ニ依リ費用ヲ支給スヘシ

第三百二十二條

(一) 本法ノ規定ニ基キ或ル人ニ救助料ノ支拂ヲ要スルトキハ管理人ハ

(イ) 救助料カ船舶、船内ニ在ル者ノ生命、積荷又ハ艤裝品ノ救助ニ付爲サレタル勞力ニ關シテ支拂ハ  
ルヘキトキハ船舶及積荷又ハ艤裝品ヲ差押フヘシ又

(ロ) 救助料カ海難物ノ救助ニ關シテ支拂ハルヘク且右海難物カ所有者ナキモノトシテ賣却セラレザル  
キハ其海難物ヲ差押スヘシ

(二) 管理人ハ救助料ノ支拂ハル迄船舶及積荷若ハ海難物ノ差押ヲ爲スヘシ(以下差押財産ト稱ス)若ハ

管轄裁判所ニ依リ其ノ抑留又ハ差押ノ手續ヲ爲スモノトス



- (三) 管理人ハ若シ其ノ満足スル擔保カ提供セラレタルトキハ差押財産ノ差押ヲ解除スルコトヲ得
- (四) 本條ノ規定ニ依リ救助料ニ對シ提供セラレタル擔保ニ付テハ管轄裁判所ハ之カ同裁判所ニ提供セラレタル場合ト同一方法ニ於テ之ヲ強要スルコトヲ得

第三百二十三條 (一) 管理人ハ救助料ノ支拂ヲ爲スヘキ責任者カ該救助料ニ關シテ財産ノ差押ヲ受ケ其ノ

差押ヲ知リタルトキハ左記各號ノ場合ニ於テハ差押財産ヲ賣却スルコトヲ得

- (イ) 該金額ニ付争ヲ生セス且支拂フヘキ金額ノ支拂期日後二十日以内ニ支拂ヲ爲ササル場合
- (ロ) 該金額ニ付争ヲ生シタルモ之ヲ審議シタル最初ノ裁判所ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲サス且最初ノ裁判所ノ決定後二十日以内ニ支拂ヲ爲ササル場合
- (ハ) 該金額ニ付争ヲ生シ且最初ノ裁判所ノ決定ヲ他ノ裁判所ニ抗告シ且最初ノ裁判所ノ決定後三十日以内ニ於テ支拂フヘキ金額ノ支拂ヲ爲サス又ハ抗告ノ手續ヲ始メサル場合

(二) 管理人ハ差押財産ノ賣却手續ヲ爲シ賣却ニ關スル費用ヲ支拂ヒタル後費用、手数料及救助費ノ支拂ヲ爲シ殘額ハ之ヲ受取ルヘキ適法ニ權利ヲ有スル者ニ支拂ハルモノトス

第三百二十四條 (一) 救助料ノ要求セラレタル勞力カ船舶ノ船長又ハ乗組員ニ依リ爲サレタルトキ該救助者カ救助ヲ求メタル海難物ニ對スル留置權ヲ隨意ニ放棄スルコトニ同意シテ船長トノ間ニ二名ノ證人ニ

依リ證明セラレタル成文ノ契約ヲ結ヒ以テ裁判所 (Federal or State Court) ノ決定ヲ遵守スヘキコトヲ約シ且契約當事者ニ依リ契約セラレタル金額ニ同船長ヨリ擔保ヲ提供シタル場合ニ於テハ該契約ハ同船舶、積荷及運送料ニ關シテ夫々與ヘラレタル擔保ノ保證範圍迄支拂ハルヘク判決シ得ラルル救助料ニ對シ同船舶、積荷、運送數及其ノ所有者並同所有者ノ家督相續人、指名遺言執行人及財産管理人ヲ拘束スルモノトス

(二) 前號ノ契約ニ付テハ救助者及船長ニ於テ出來得ル限り詳細事項ヲ記載スル明細書ヲ作成スヘシ

(三) 救助者ハ遲滞ナク同契約カ審理セラルヘキ裁判所ニ右明細書ヲ提出スヘシ

第三百二十五條 (一) 總テノ場合ニ於テ支拂ハルヘキ救助料ノ全額カ本法ニ基キ最後ノ決定ヲ受ケ二百磅ヲ超過セサル場合ニ於テ其ノ割合ニ付數人ノ請求者間ニ争ヲ生シタルトキハ該金額ヲ支拂フヘキ責任者ハ之ヲ管理人ニ支拂ヒ其ノ自由處分ニ委タルコトヲ得

(二) 管理人ハ適當ト認メタルトキハ右金額ヲ受取ルコトヲ得管理人ハ之ヲ支拂ヒタル者ニ對シ支拂ハレタル金額及其ノ支拂用途ノ證明書ヲ交付スヘシ而シテ同證明書ハ之ニ記載シアル用途ニ關シ總テノ人ノ要求ニ對シテハ該金額ノ支拂人並其ノ船舶、積荷、艙裝品及財産ニ付全責任ヲ免除シ且損害ノ

賠償タルモノトス



- (三) 管理人ハ本條ノ規定ニ基キ受取リタル金額ニ付其ノ適當ト認ムル證據ニ基キ且割合ニ於テ之カ分配ヲ受クヘキ權利ヲ有スル者ニ分配スヘシ又管理人ハ不在者ノ分配金ヲ保管スルコトヲ得
  - (四) 右分配ハ分配セラレタル金額ノ一部分ノ支拂ヲ受クヘキ權利アルコトヲ要求スル總テノ人ニ對シ最終的且決定的トス
- 第三百二十六條 總テノ場合ニ於テ支拂ハルヘキ全救助料カ終局的ニ決定セラレタル場合ニ於テ二百磅ヲ超エ且其ノ分配上ニ付遲延又ハ係争ヲ生シタルトキハ管轄裁判所ハ其ノ適當ト認ムル方法ニ於テ右金額ヲ受クヘキ權利ヲ有スル者ニ分配スルコトヲ得
- 第三百二十七條 救助料ノ分配上ニ付外國船舶ノ所有者、船長、水先人、乗組員及其ノ他ノ使用人ノ間ニ争ヲ生シタルトキハ右金額ハ同船舶所屬國ノ法律ニ從ヒ裁判所又ハ分配ヲ爲ス者ニ依リ分配セラル、モ

第五節 救助料ノ裁判權

第三百二十八條 本法ニ從ヒ各洲ノ上級裁判所並海軍裁判權ヲ有スル洲ノ裁判所ハ救助料ノ請求セラレタル勞力カ何處ニ於テ行ハレタルトキト雖又救助料請求ノ問題ヲ構成スル海難物カ何處ニ於テ發見セラレタルトキト雖救助料ニ付テハ如何ナル要求ヲモ決定スヘキ裁判權ヲ有スルモノトス

第六節 海難物ノ撤去

第三百二十九條 (一) 船舶カ濠洲ノ沿岸附近ニ於テ難破、座礁又ハ沈没シ若ハ遺棄セラレタルトキハ主務

大臣ハ右船舶ニ關シ左ノ權能ヲ有ス

- (イ) 船舶所有者ニ對シ書面ヲ以テ通告ヲ與ヘ同通告書ニ記載シタル期限内ニ海難物ノ撤去ヲ要求シ若ハ其ノ撤去ニ對シ同大臣ノ満足スル擔保ノ提供ヲ要求スルコト
- (ロ) 船舶所有者カ右通告ニ從ハサル場合ニ於テハ適當ト認ムル方法ニ於テ海難物ヲ撤去又ハ破壊スルコト
- (ハ) 大臣ノ命令ノ下ニ恢復セラレタル海難物ヲ賣却スルコト又其ノ賣却代金中ヨリ海難物ノ恢復及賣却ニ要シタル費用ヲ徵收シ剩餘金(若シ剩餘金アル場合)ヲ所有者ニ支拂フコト
- (ニ) 右撤去又ハ破壊ニ關聯シテ大臣ノ被リタル費用ヲ所有者ヨリ徵收スルコト
- (二) 本條ニ於テ所有者ト稱スルハ船舶ノ滅失又ハ遺棄直前ニ於ケル所有者ヲ謂フ







